

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p align="center">予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 2 3 . 2 定 ）</p>			
日 時	平成 23 年 7 月 8 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、山田副委員長、中村・松田・鈴木・林下・中島・ 新谷・佐々木（茂）各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・産業港湾・教育各部長、産業港湾部参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p align="right">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、成田祐樹委員が中村委員に、上野委員が鈴木委員に、斎藤博行委員が林下委員に、北野委員が新谷委員に、それぞれ交代をしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

---

○鈴木委員

それでは、質問をさせていただきます。

◎移住促進について

まず、移住促進ということにつきまして質問をします。

この移住促進といいますのは、今回は、特に震災の被災者等に大体限定して聞きたいというふうに思っておりますけれども、まず、今回の予算の中に、移住促進事業経費ということで、これは被災者対策ではないとわかっておりますけれども、185万円と載っております。まず、この185万円のうちの180万円に係るおたる移住・交流促進事業研究会についてちょっと説明を願います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

予算にあります180万円を支出する予定のおたる移住・交流推進事業研究会についてでございますけれども、まず、この研究会は、平成20年度に設立をしております。市内の移住事業に関心のある民間の方々を中心に設立をしております。事務局を市の企画政策室で担当しております。

20年度からこれまで、3年間ほど活動しておりますけれども、主な活動としては、移住促進をするためにホームページを開設し、その維持・管理及び移住促進のためのパンフレットの作成、それと東京、大阪などで開催されます「移住フェア」といって、各自治体が自分の自治体をPRする場、そちらのほうに出向いてPRするというもののほか、21年度にはお試しツアーとして、小樽への移住に関心のある方で道外の方10名に小樽へ来ていただいて、住宅ですとか、当時、冬の時期だったので、雪かきの体験ですとか、そういった事業をしております。

○鈴木委員

今、特に福島県では、原発の影響で大変住環境といいますか、特に家はあるけれども、そちらのほうに住んでいるにはなかなかつらいということで、いろいろなところに一時疎開などをしています。それは一時疎開ではございますけれども、やはりこれが長引くと、例えば日本の中で5番目に行ってみたいまち、この小樽に、ぜひとも一時疎開、そして恒久的にといいますか、それまではわかりませんが、ついでに住みかにかいたいというお話もあろうかと思っておりますけれども、そういった形の御相談というのはあるのでしょうか、まずは。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今回の震災を受けての一時避難を含めた相談という部分でございますけれども、その相談については、企画政策室で避難者の受入れということで担当しております。

その中で、もう既に御承知かと思いますが、市営住宅15戸のほか、旧福寿荘を避難者向けということで提供しており、福寿荘への入居はございませんけれども、既に、市営住宅については6世帯の入居をいただいております。退去された方もおりますので、現在は3世帯ということになっております。

この夏に向けてということでは、代表質問の中でも、夏に市営住宅のほうに入居を希望している世帯は7世帯22名ということで答弁させていただいておりますけれども、そのほかにもいろいろな問い合わせはございます。ただ、この夏に向かっの7世帯22名は、ほとんどが母親と小さな子供をお連れになってくる世帯ということで、2か月から3か月程度の滞在予定と聞いております。中には、こちらのほうにそのまま住んでもという考えで来られる方もおりますので、そういう方については、今後、仕事ですとか、そういった形の相談に乗っていきたいというふうに考えております。

**○鈴木委員**

まさに、今の御答弁にありましたとおり、移住をしていただく、例えば被災者に移住をしていただくには、住みかた、それからやはり飯の種といえますか、雇用だというふうに思うのですね。その雇用に関して、被災者だけに限ったわけではないと思うのですけれども、移住希望があるという方に、雇用も含めて何かしらの手だてを、提案というか、お勧めしているのというのはあるのですか。

**○（総務）企画政策室川嶋主幹**

被災者を含めて、移住者全般に仕事の紹介といいますか、あっせんといいますか、その関係の御質問でありますけれども、基本的には、今回の被災者も含めて、まず住まい、住居のことでの相談を受けて、宅建協会なども相談して、それぞれの希望に合う住居を提供といいますか、紹介します。次に、仕事を希望される方につきましては、まずは、一義的にはハローワークで紹介ということになりますので、特に今回の震災の被災者でこちらに避難して来られている方については、ハローワークでも、震災専用の対応窓口を設置して対応しているというふう聞いておりますので、紹介しております。

また、同じく被災者の方につきましては、市内の団体、中小企業家同友会からも、被災でこちらに来られている方で、仕事のことがあれば相談に応じますという話もいただいておりますので、そういった形で紹介をしているという状況になります。

**○鈴木委員**

例えば佐賀県などは、被災者に雇用促進支援とかそういうことをされているようですが、自治体が仕事を提供する、これはなかなか無理というか、難しいとは思いますが。ただ、ほかのところでは、NPOなり、それから個々の企業が被災者等を率先して雇うというようなことをしているところもあるのです。

小樽市にそれをしろという意味ではなくて、そういう横の連携をしっかりとっていただいて、できれば雇用も含めて、誘致に向けて頑張っていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

**○（総務）企画政策室長**

雇用の関係でありますけれども、委員のおっしゃるとおり、なかなか雇用自体が、一般市民の方々も雇用を確保するのが、こういう状況の中でもってつらい中で、被災された方まで含めてできるかということはあるのですけれども、先ほど言ったように、ハローワークが特別に、臨時といいますか、専門に開所している部分もありますし、中小企業家同友会だとか、そういう部分の情報共有ということはやっていけると思いますので、今後、他の企業が協力をしていただけるだとか、そういう部分がありましたら、積極的に活用させていただきたいと思っております。

**○鈴木委員**

それはお願いということですが。

**◎福島の夏休み@小樽（仮称）について**

それに関連しまして、先ほどの夏休みの一時避難の件なのですが、「福島の夏休み@小樽」という仮称で、福島県から、大人の方も入れて約150名の方が7月の終わりから8月の終わりですか、約1か月間、小樽に避難をしていらっしゃるということなのです。そういうことについて、北海道のほうで往復の交通費を出す、それから住居に関しても道営住宅とか、雇用促進住宅などを使って、まず応援させていただいております。

小樽に実際来るわけでございますので、母親の方の話を聞きますと、福島県というのは、外で子供を遊ばせることができない、やはり実際すぐ被害はあるとは思わないのだけれども、後々のことを考えるとマスクをして、それから長袖を着て、この暑い時期に子供を外に出せない、その期間だけ何とか小樽に避難させていただきたいということでいらっしゃいます。今言ったように交通費と、それから住居というのは準備されているのですけれども、こっちへ来てからどうするかということはほぼ未定みたいな形なのですね。避難ということもありますけれども、ぜひ、小樽ということもありますので、やはり夏休みとして、何かしらいい思い出をつくっていただきたい、私はそう思うわけで、そういうことで博物館とか、小樽の持っている施設は何とか減免で使わせていただきたいのですけれども、そのことについてはどうお考えですか。

#### ○（教育）生涯学習課長

ただいまの「福島の夏休み@小樽」についてでございますが、主催者からの要望がありますれば、教育委員会で所管しております社会教育施設、総合博物館、手宮洞窟保存館、旧日本郵船小樽支店、文学館・美術館等で、子供だけではなく、保護者、引率者に対しても減免の方向で考えております。

#### ○鈴木委員

ありがとうございます。たぶん励みになると思いますし、そういった意味では、小樽に来てよかったなと思って帰っていただきたい。

そのほかに、先ほど言いました移住の件なのです。その中の何人かの保護者の方は、本当に小樽が、そういった形で住むに値するというか、いいのであれば、そのまま居残りたいという話もあるわけで、先ほど言ったことにつながるのですけれども、もし何かしらの手だてがありましたら、協力を願いますということであります。

#### ◎東アジア圏観光客誘致事業について

移住につきましては、ここまでにしておきまして、次に、東アジア圏観光客誘致事業費補助金についてお聞きをいたします。

これにつきましては、今回、480万円の補正予算を提案されております。

今、小樽市で観光客、特に海外の観光客が落ちていて、大変影響を受けているという報道がありましたが、まず一つ、確認をしておきたいのですけれども、小樽の観光は外国人相手に偏りすぎている、そのために今回みたいな震災、特に原発事故の影響を多く受けて、ほかより影響を受けて大変な目に遭っているという報道がありますけれども、実態はどうお考えですか。

#### ○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

本市における外国人観光客の関係でございますけれども、確かに今回の震災ですとか、福島第一原発の事故の影響で外国人観光客は減っております。ただ、これについては、外国人観光客だけではなくて、国内の観光客も減っているという中で、大変小樽観光としては打撃を受けているという状況であります。

外国人観光客に依存しているかどうかにつきましては、小樽の観光入込客数というのは668万人ほどでございますけれども、これまでずっと道外客が3割、道内客が7割という形で、その7割のうち、さらに7割は道央圏からの観光客という形で、どちらかという、海外に依存しているというよりは道内の観光客が多い観光都市という形になっております。それで、道内の観光客が多いということから、これまで大変リピーターの数が多くて、道内の観光客であれば、4回以上来ているという方が7割に上っているという状況でございます。一方、そういうような状況の中から、毎回毎回いろいろ高額なお土産を買っているという状況にはないものですから、確かに外国人観光客の方は、初めて来られた方が多いという形の中では、売上げの部分では一定程度外国人観光客が大きなシェアを占めているという部分はございますけれども、そういう意味では、必ずしも外国人観光客のみに大きく依存しているという観光の形態ではないというふうにご考えております。

○鈴木委員

今、御答弁にありましたとおり、外国人観光客に数的にはそこまで依存していない、ただ、購買力はあるということ、経済的には結構影響力はあるということなのでしょう。

それで、今回、東アジア圏観光客誘致事業費補助金ということで480万円が計上されていますが、この中身について御説明願います。

○（経済）観光振興室佐々木主幹

今回、補正予算で提案させていただいております東アジア圏観光客誘致事業費補助金でございますけれども、予定しておりますプロモーションとしましては、11月に台湾、年明けに中国で、市長をはじめとする観光客誘致促進事業団によりますトップセールスという形で考えております。おおむね台湾につきましては事業費のうち200万円程度、中国については280万円程度を予定しております、台湾につきましては11月中旬に国際旅行博があることから、それに合わせた形でプロモーション活動を展開していきます。中国につきましては、翌年以降の観光客誘致に向けて、これまで取り組んでおりましたゴルフの関係ですとか、これまで培ってきた方々との交流、さらには今後の観光客誘致の促進に向けて話し合いをさせていただこうと思っております。

今回は、特に観光サイドのほかにも、港湾室も一緒に行くような形をとりまして行動するとともに、小樽の観光客誘致にも取り組んでもらいたいというふうに考えております。

○鈴木委員

今の話ですと、台湾は、11月の国際旅行博を目標に行かれると。そして、港湾室も一緒に行くということなのですね。

それから、台湾のほうは早めに渡航の制限が解けていまして、かなり復調しているというふうなことは聞いておりますけれども、中国は、渡航制限は解除されているけれども、なかなか何となく伸びてこないというふうに聞いておりますが、その原因というのはどういうところにあるのでしょうか。

○（経済）観光振興室佐々木主幹

中国につきましては、ゴールデンウィークの直前に、中国の旅遊局のほうで、訪日旅行の商品の販売を再開してもいいという通達が中国国内で出まして、そこからの動きというふうな形になっております。

台湾のほうは、4月の途中に渡航制限の警戒レベルが下がりがちで、そこから日本を応援するという形で、旅行会社が積極的に日本支援のためのツアーを組んでいただきましたり、国の機関のほうでも視察団を組んで来ていただいたという形で、かなり日本に対する警戒感が薄れてきたという部分もあって、台湾についてはかなり戻りが早いという状況になっております。

中国に関しましては、旅行商品の販売が再開されたといっても、現実的にはそこから旅行商品を造成しているというふうな形になっておりまして、先月あたりから、中国のあちらこちらの地域から視察団という形で来ており、旅行会社やマスコミの方が自分たちの目で、北海道の安全性を見ておりますので、現実的にはそこからの商品造成、そして集客という形に結びついていくのではないかとというふうに考えております。

○鈴木委員

今の話ですと、台湾のほうは、親日もあって、それで応援体制もできていて日本には来ていると。中国のほうは、渡航制限は解けたのだけれども、旅行会社のパッケージとして日本ツアーがなかなか乗ってこない。特に小樽を含んだところが乗ってこないということなのですね。

ということになりますと、この東アジア圏観光客誘致事業費というのは、当然、中国の場合は、旅行会社相手のパッケージ数を増やしていただくような運動というか、事業になると思うのですけれども、いかがなのですか。

○（経済）観光振興室佐々木主幹

中国に対する取組についてでありますけれども、おっしゃるとおり、中国はもともと、個人旅行者というよりは

パッケージのツアーで来るという形が多ございますので、ターゲット的には、旅行会社に対するプロモーション活動が主になろうかと思えます。

ただ、個人ビザの緩和の影響などもありまして、やはり徐々に個人客のほうも増え始めているという部分もございまして、実は7月から、沖縄を訪問すると、今まで短いビザだったのが、マルチビザといいまして、3年間有効のビザという制度が新たにできております。北海道だけに来られると、このビザは発行されませんが、沖縄に行った方については、既にビザを持っているという形の制度ができましたので、近々に沖縄を訪れた方はビザを既にお持ちだという形になりますので、その方々が新たに個人旅行で北海道に来るといふ形も期待が寄せられますので、そういうふうにも売り込めるよう、旅行会社の方にも伝えてまいりたいと考えております。

#### ○鈴木委員

ぜひとも観光客を呼び込めるように頑張ってくださいと思います。できれば、そういうときには、実費でもついでいきたいと思っておりますので、教えていただきたいと思えます。

#### ◎新たに水産都市をうたう理由について

次に、水産都市につきまして、質問いたします。

今定例会の市長の提案説明の中に、特にこの水産都市というのが何か所か出てまいります。今までは、国際観光都市、それから港湾都市などは使っておりましたけれども、この水産都市というのを新たに使う意味というのと、今回、予算執行に当たって、この水産都市というのを推進するといふか、実現するといふか、そのための予算措置というのはどういうことになりますか。

#### ○（産業港湾）水産課長

水産都市の、まず意義でございますけれども、水産都市という言葉の意図するところにつきましては、提案説明の中にあつたかと思えますが、まずは、近年、ニシンの漁獲量が非常に増えてきたということで、おたる祝津にしん祭りですとか、シャコを活用したおたる産しゃこ祭りなどのイベント、これらを通じまして小樽の水産物を観光資源ととらえ、広くPR、ブランド化を目指すことを促進するといふことが一つでございます。

また一方で、漁業と水産加工業の連携のもと、水産資源を有効活用するため、新商品の開発や高付加価値化を図り販路拡大を促進するといふことで、この二本立ての方針をまちづくりに関する考え方と称して、水産都市という言葉になっているものと承知しております。

また、この水産関連の予算措置でございますが、当初予算におきましては、漁港の整備事業として、忍路漁港整備関連の事業を掲げております。

また、今定例会の補正予算におきましても、各団体等への補助金、負担金、そのほか、塩谷地区水産環境整備事業の道直轄工事費負担金として計上しているところでございます。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

予算措置の関係で、若干追加させていただきますけれども、今も答弁のあつたとおり、漁業と水産加工業の連携といふところの中での予算措置として、今定例会の補正予算に、ものづくり市場開拓支援事業として水産加工業に関する企業のPR冊子並びに展示会出店の費用として130万円ほど、補正予算として計上しているところでございます。

#### ○鈴木委員

例えばニシンがとれたといふのは、自然ということですし、水産資源の有効利用は前からうたっていることでもあります。それから、ブランド化といふのもずっと推し進めている中、要するにこの水産都市といふふうな形でうたわれたといふことがどういふことなのかといふのを、まず一つお聞きしているわけです。

それと、水産都市といふふうな書き方をしますと、漁業関連の方や水産加工の方は、何となくいろいろな予算措置をいただけるのかなと、力を入れてくるのかなと、やはりお考えになると思うのです。ですから、そういうとこ

ろはどうお考えなのかということをお聞いているのです。だから、今までやってきたことを、なぜ水産都市としてうたわなければならなくなったのか、そしてそれをするためにはどういう方向性が違っているのかということをお聞きしているのです。

○（産業港湾）水産課長

基本的に、方針といたしまして、これまで施策として行ってきた事業につきましては、これまでも水産業の振興策として重要なものと私どもは認識しております。

今般、市長が、水産都市とあえて提案説明の中で話した意図といたしましては、さらにこれらの今まで実施していた各種事業、さらには新たな事業を掘り起こしながら、事業者などの関係者と話し合いをしながら、より一層水産業の振興に努めていきたいという考えの表れと私どもは理解しております。

（「ちょっと答えになってないのだけどね」と呼ぶ者あり）

○委員長

もうちょっとかみ合った答弁をお願いしたいと思います。もう一度、答弁をお願いします。

○（産業港湾）水産課長

市長の言った水産都市というのは、今説明したとおりでございます。このように、先ほど委員から期待度が非常に高いといったようになるのではないかということに関しましては、確かにこのように水産都市という言葉を使う以上は、大きな期待感が生まれるものと思われまます。私どもといたしましては、その期待にできるだけ沿うように、今後、施策を展開してまいりたいと考えております。

○鈴木委員

では、聞き方をちょっと変えます。

いいですか。観光都市、水産都市と、今回うたいましたね。それで、逆に言うと、港湾都市ということがないのです。物流とか、そういうことがほとんど触れられていない状態になりました。港湾関係者からすると、何だ、漁業と水産加工と、それから観光都市ですから、例えばクルーズ船だと、そういうのにシフトして、物流はないのかという、要するに懸念があるのではないかということをお聞いているのです。というのは、結局、水産都市としてこうやってうたうということは、それなりの理由があるわけで、だからそれをなぜかと今聞いていたのです。逆に言うと、それをうたって、前にあった港湾都市というのが消えて見えなくなっているのですけれども、それでいいのですかということをお聞きしているのですけれども。

○産業港湾部参事

港湾都市という話もございましたが、私から答弁をいたしますけれども、従来から言われている商工港湾都市とか、そういう部分を捨て去ったと、そういうことでは決してございませんで、例えば何年前に「観光都市宣言」を改めてやったわけですが、その一つの例としてとらえていただければいいのだと思うのです。小樽市で持っているいろいろな強みの中で、水産の部分というのも一つあるわけですので、今回はその部分をあえて強調した形で、改めて生かしていこうという意味での水産都市、要するに観光、港湾、商工と、それだけではなくて、もう一つ水産もあるという、そういった趣旨の下で、市長はあえてこの水産都市という名前を使ったのだろうというふうに理解してございまして、決して従来からの港湾都市を、それこそ観光港にしようなんて言っているわけではなくて、港湾で言いますと、観光機能もあわせ持った港湾都市ということでございませんで、そういったかつて言っていた言葉が消えたから、それをもう見捨てたとか、そういう趣旨ではないということは御理解いただきたいと思ひます。

○鈴木委員

まさに、そのことを言っていたかかったのです。こういうことを、やはり字づらで見ますと、担当というか、そこに関係する方は、なぜ落ちてしまったのだろう、そしてなぜ字づらが無いのだろうというふうに考えるのは当

然だと思ふのです。ですから、特に今回、日本海側拠点港の申請も出されているようですし、そういったことでしっかり足場を固めていただきたいというのが、まずお願いでございますけれども、その点についてもお願いします。

#### ○産業港湾部参事

おっしゃるとおり、日本海側拠点港の応募に当たって、クルーズ拠点としての応募をする予定でございますけれども、かといって物流機能をないがしろにしているという気は毛頭ございません。そういったものもしっかりと関係業者と協働で事業を確保しながら、できるだけ発展を図っていきたいと思っておりますし、今後もそういった姿勢でもって臨んでいきたいというふうに思っております。

#### ○鈴木委員

##### ◎「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業について

それでは、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業費についてお伺いをいたします。

私、経済常任委員でしたので、この経緯というのはよくわかっているつもりです。今回、3回目ということになりまして、1回目をやって、2回目をぜひやってくれと言ったのも私でした。というのは、波及効果があって、小さい商店街が活性化したという声を聞いていたから、ぜひとも2回目をお願いしますということになったのです。ところが、今回3回目ということで、一番の問題は、この財源は基金のほうから拠出していただいているわけですが、基金の額も減ってきて、なかなか大変な残高になってきているようであります。

それで、当初は、その小さい商店街を活発に生き返っていただこうと思ってやってきて、2回目もやったのですね。やはりこれをずっと同じように続けていくと、マンネリというか、もらって当然、普通になってしまうのかなという懸念もある中、この3回目で、この次はもしかしたらなかなか厳しいかもしれない中で、商店街が自立、自活していくために本来やっているものですから、そのことについてどういう示唆をしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（産業港湾）三船主幹

「小樽で買物」キャンペーンセールも3回目ということで、委員がおっしゃいましたのは、今回、どのような形で効果を上げるか、マンネリにならないようにという御趣旨なのかと思っております。

単に助成があるからといって、毎回同じ内容ということではなくて、私、2回目の内容をちょっと見てみました。そうしたら、例えば抽選会というのはよくやるイベントだと思うのですが、1回目と2回目で、その中身の部分でかなり大胆に趣向を変えて、工夫をされているなというふうに思いました。高額な商品の本数は当然少ない、そういうのを1回やってみて、客層といますか、そういうのを一回つかんでみて、次には、今度は応募したら3割の方が当たる、そのかわり額は小さいというような企画をやってみる。そうしたら、それにはもう同じ名前の人が何十本も応募がしてあると、そういうような情報も見ています。

ですから、工夫と言えれば簡単かもしれないのですが、ライバルに当たる商店街の前年のものを少しかりてきたり、あとは商大生のアイデアをかりるだとか、そういった工夫をして、今回、3回目でより自分たちで自分たちの商店街を盛り上げていくという、それを考えるという下地、それをつくっていただきたいなというふうに思っております。そのための助言といますか、私にできることがあれば、関係の団体のアドバイザーを紹介するなど、そういう形で支援はやっていこうと考えております。

#### ○鈴木委員

まさに今おっしゃったように、たぶんいつまでもできる事業ではないのだというふうに思っているのです。ですから、当初、やはり商店街に一本立ちしていただく、そしてそれをきっかけに自活、自立していただくようなつくり込みをしていかないと、これが急になくなったから商店街は本当にだめになったと言われるようなことにならないように、考えながら一緒に指導していただきたいと思いますというところなのです。

### ○（産業港湾）三船主幹

今、委員がおっしゃいましたとおり、この事業は、市だけが動いてもだめですし、また商店街だけがということではなくて、市長も「活力あるおたる」というところで、商店街団体などの連携ということを強く言うておりますので、常に情報、知識、アイデアの交換というものを繰り返していきながら、私としては風通しのいい事業にしていきたいというふうに思っております。

### ○鈴木委員

#### ◎教育行政執行方針について

小樽市教育行政執行方針につきまして、何点かお聞かせください。

このたび、教育長から、初めて執行方針を述べていただきました。本当に大変よいことだと思っております。

私、その話を聞いていて、特に本市の学力・学習状況調査の結果が全国的に下位に位置していると。そういうことをある程度お認めになって、逆に言えば、そこから本当の意味でどうやってその底上げ、そしてレベルを上げていくかというのがやっとできたかなという思いがあります。ですから、その意味では、本当に大きなことだというふうに思っています。

それで、ぜひともお聞かせを願いたいのですけれども、この中で「確かな学力の育成」についてなのですけれども、その中で「授業改善を進めるとともに家庭での学習習慣の確立が不可欠であります」という項目があります。特に、この家庭での学習習慣ということで、後のほうにリーフレットでお知らせするとか出てくるのですけれども、PTAも経験した中で私が思うのは、教員と家庭とがやりとりをしなければいけないというふうに思うのです。リーフレットで勝手にこうやってください、ああやってくださいと一方的ではなく、例えばこうふうなことをやってください、やりましたとか、まだ足りませんか、そうしたらこうやってくださいのやりとり、そういうことこそ必要だと思うのですけれども、その点はこの中にうたい込まれていないのですけれども、お考えのほうはどうなのですか。

### ○（教育）指導室主幹

家庭教育の充実についてでございますが、各学校では、家に帰ってからする課題、俗に言う宿題、これを毎日出している学校もございます。また、学校として、家庭学習のポイントを具体的に作成しまして、それを保護者会等に、直接、校長から保護者の方に説明をして、学校としてどう家庭学習に取り組んだらいいかという方針を示している学校もございます。

また、指導室といたしましても、家庭学習の充実というのは、家庭での教育は不可欠という認識に立ちまして、例えばテレビを見る時間、これについて各家庭でもう一度考え直していただくとか、それから子供の成長に応じて学習の時間や、それから内容について親子で話し合う時間を持ってくださいと、そのためにはこういうポイントということで、全国学力・学習状況調査の状況から見まして、それぞれ苦手な問題等が出てきておりますので、それについて具体的に、では家庭でどう改善を図ればいいのかというポイントを示したものについて、ホームページのほうに掲載をさせていただいているのですが、概要ということで家庭のほうにお知らせをしております。また、小樽市PTA連合会のほうにも直接話をしながら、そういう取組について御協力をいただいているところでございます。

### ○鈴木委員

そういう大きい観点というか、それはわかるのですが、私は思うのですけれども、保護者の関心というのは、学校全体とか教育委員会とかが何をしているということではないのだと思うのです。やはり自分の子供を受け持っている教員が子供に対してどうなのか。だから、よく日ごろから見ていて、あなたのお子さんはこういうところが弱いよ、足りないよというのを例えば言うていただいて、逆に、先生、こういうのがうちの子なかなかやらないのだけれども、どうですかと相談して、その中のちっちゃなつながりの中で、本当の学校と教員とというつながりにな

と思うのです。今みたいに、一回、では校長に上げるとか、インターネットでとか、そういう話はそれはそれでいいのですけれども、もうちょっと血の通ったというか、もうちょっと細かい部分でのことはお考えではないのかということを知っているのですけれども。

#### ○（教育）指導室長

委員が今御質問された件については、非常に重要な部分だというように思っております。特に、新年度というか、年度が変わったときには、御存じのように、家庭訪問だとか、又は秋には教育相談週間を設けて保護者にも来てもらったりとか、また進学の時期になりますと、当然面談をしながら進路を決めるだとか、保護者と教員は常に一体となって子供の教育について考えるということは、これについて日ごろ私どもも校長方に話しているところで、そこを抜きに進めることはできないというふうに思っております。その中で、先ほど主幹が言っているいろいろなツールというのはあると思うのです。具体的にはいろいろあると思いますので、その部分を大事にしながら進めてまいりたいと思います。

#### ○鈴木委員

そういう身近な小さいところがやはり、恐らく今必要とされているのだと思うのですよ。ですから、そういうところを、そこから始めていただきたい、そこから大きくなるのは構わないのだけれども、大きいところからだんだん小さくというのはなかなかできなくて、そういう身近なところの相談相手として、教員の皆さんには本当に苦勞願いたいというふうに思っています。

それで、その前のところの「授業改善を進める」の授業の改善という項目をうたっているのですけれども、具体的に何かお考えがあるのかどうか、教えてください。

#### ○（教育）指導室主幹

授業改善についてでございますが、具体的には、指導室といたしまして学校教育指導という形で行っております。具体的に申し上げますと、全小・中学校を訪問いたしまして、授業参観、それから教育課程の学習指導校内研究、いわゆる研究会と言われるものに参加をし、その際、指導・助言を行うということをやっております。回数を申し上げますと、昨年度につきましては302回ということで、数年前から見ると、もうほぼ倍増という形で充実をしているところでございます。

また、研修という側面もございます。教員の研修プログラムとしまして、今年度は、33の研修講座を予定して、既に実施しているものもあります。その中には、今年度より小学校のほうで導入されました外国語活動、実際に教員がどう行かという部分について、うちの指導主事が教員役になって、参加された教員が生徒役になりまして、実際に模擬授業を行うとか、それから学習指導など、具体的な個々の指導方法などについて、実際に教員がどういう授業を行うかということ、指導案というものを作成する研修会を行うなど、より具体的に研修が深まるものを実施しております。

#### ○鈴木委員

もう一点、「豊かな心の育成」のところ、「道徳教育推進教師」という言葉が出ております。このことについて、どういうことをするのかということをお聞きします。

#### ○（教育）指導室主幹

道徳教育推進教師の役割についてでございますけれども、道徳教育につきましては、校長の方針の下に、学校の全教育活動で行われるというものとしてとらえております。そのためには、全教師が参画する体制を具体化するということが大切だと思うのです。その中で、道徳教育の推進を中心になって担う教師を位置づけるということが学習指導要領に規定されております。

その役割としましては、道徳教育の指導計画を作成すること、全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること、道徳の時間の充実、それから道徳用教材の整備などについての役割を果たすということになっております。

## ○鈴木委員

最後になりますけれども、教育長に、今回のこの方針の中で言い足りなかったところとか、又はここだけは強調して言いたいということがありましたら、それをお聞きして終わりたいと思います。

## ○教育長

今回、初めて教育行政執行方針を議会の場で述べさせていただいて、教育委員会の職員自体が、それを1年間目指して邁進するという意味では、大変教育委員会としてもありがたい話だなというふうに思っています。

それで、この中で述べられなかったことは、小樽の教育が本当にどういう状況なのかということ、まずは現状分析を隅々までしてみたい。この議会が終わった後、各学校、それから各階層の方々に小樽の教育についての実態をつぶさに聞いて回ろうと私は思っております、その上で学力の向上に向けてどういった取組が本当に必要なのかということ、計画を立てたい。それもすぐできることと、それから長期的な視点に立たなければならないこと、それに分けて、またさらに予算が必要なこと、予算が必要のないこと、そういったことを分けて、教育委員会と学校とあわせたマネジメント、どういう仕組みづくりをすれば一番効率的に、効果的に学力の向上につながっていくのか細かな分析をしたいと思っております。

先ほど、委員のほうからも御指摘がありましたけれども、これまでの教育の説明は、主に学校から保護者へ、それから教育委員会から市民へ、一方通行の施策が多かったのではないかと思います。そういう意味では、保護者や、又は子供や市民から、どういったことが本当に望まれているのか、してほしいのかというようなことも酌み上げた上で仕組みづくりに生かしていきたいと、そのように考えておりますので、できれば今年の早いうちに一定の方向を出したいと思っておりますので、御協力方よろしくお願いいたします。

## ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

## ○松田委員

### ◎市職員の年代別構成のひずみについて

最初に、先日の一般質問でありましたが、市職員は10年前と比較し547人の削減があったと聞きました。それに関連しての質問でございます。

現在の市職員の在職者の年代別構成と、構成割合を教えてくださいと思います。

### ○（総務）職員課長

現在の職員の年代別の構成比でございますが、主に事務職が多いものですから、事務職、それと技術職は土木と建築、そういった観点で答弁したいと思います。

まず、事務職でございますが、年代別で申し上げますと、10代、20代につきましては50人、全体が538人になりますので、538人のうち50人ということで9.3パーセント、30代が130人で24.2パーセント、40代が204人で37.9パーセント、50代が154人で28.6パーセントとなっております。

続きまして、土木技術職でございますが、土木技術職85人のうち、10代、20代が3人で、3.5パーセント、30代が25人で、29.4パーセント、40代が32人で、37.7パーセント、50代が25人で、29.4パーセントとなっております。

続きまして、建築技術職でございますが、全体で39人おります。そのうち10代、20代が4人で10.3パーセント、30代が8人で20.5パーセント、40代が10人で25.6パーセント、50代が17人で43.6パーセント、このようになっております。

## ○松田委員

近年、退職者が出て職員も補充をせず、他の職員に仕事を振り分けたり、嘱託職員を配置して採用人員を抑えたり、職員の採用それ自体を凍結させた年もあったように思います。また、近年、団塊の世代が退職したことによ

り、市職員の年代別構成割合も変化し、今後、年代別構成にひずみが出るのが懸念されますが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

確かに、委員が御指摘のとおり、職員の補充につきましては、今まで財政的なことがありまして、各職場に無理を言い、やりくりしながら我慢してきたという点がございます。

特に技術職ですが、事務職も含めて年代的なブランクが出てきて、かなり厳しい状況になり、事務職で言いますと、昨年の 4 月、本年の 4 月と 2 年続けて採用はしてきましたが、その前の 7 年間ぐらいというのは、7 年で 2 回しか、普通の新卒を相手にした採用試験というのはやっていなくて、7 年間で 20 人か 21 人、そのぐらいしか採用してきておりません。

また、土木・建築の技術職につきましても、御存じのとおり、昨年、建築職で 2 人採用したのですが、それは実に 13 年ぶりの採用、それと今年、土木技術職を採用したのですが、それも実に 10 年ぶりの採用だったということで、かなりブランクがあいているというのは事実でございます。

○松田委員

特に経験が必要とされる技術職系職場などに支障が出るのが考えられますが、今後は、若者の雇用促進を図ったり社会人枠の採用など、適正な職員配置をお願いしたいというふうに思います。

○東日本大震災による被災者の受入れについて

このたびの東日本大震災などで被災し、小樽に避難されてきた方が、16 世帯 45 人いらっしゃるかと聞いております。また、7 月中旬には、東京電力福島第一原発事故による避難勧告を受けて小樽にいらっしゃる家族が、さらに 7 世帯 22 人いると、先日の代表質問等で聞いておりましたが、その方たちに対する市の受入れ窓口はどこが担当されているのでしょうか。すべて企画政策室でよろしかったでしょうか。

この方たちの混乱を招かないためにも、受入れ相談窓口は一本化されたほうが良いと思うのですが、どうでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今回の震災における被災者の小樽市での受入れについてですけれども、委員のおっしゃるとおり、震災直後の受入れから現在まで、これから夏に向けて避難されてくる方も含めて、総務部企画政策室で担当しておりますし、する予定になっております。

○松田委員

では、今、小樽に避難されてきている方々の生活実態を、差しさわりのない範囲で教えていただければと思います。避難してくる人たちのために、市で福寿荘も用意されたということだったのですけれども、現在、福寿荘を利用されている方はだれもいないというふうに聞きましたが、それ以外の方たちは、借家なのか、公営住宅なのか、また避難してきたきっかけというのは、実家だったのか、知人・友人宅なのか、その方たちは単身なのか、家族連れで来たのか、義務教育の子供たちはいなかったのか、また仕事を持っている人はいたのか、いないのか、その方たちの経済状態はどうなっているのか、わかる範囲内で結構ですので、教えていただければと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今回の震災で小樽に避難されてきた方々の生活実態についての御質問ですけれども、代表質問でも答弁しております 16 世帯 45 人ということで、この 16 世帯について説明させていただきます。

まず、住宅の別ということでは、16 世帯のうち、市営住宅に現在 3 世帯、道営住宅に 2 世帯、親戚等のお家に 9 世帯、民間の住宅に 2 世帯という内訳になっております。

また、その中で、単身世帯はということの御質問ですけれども、16 世帯のうち、お一人でこちらのほうにいられている単身世帯は、5 世帯ということになっております。

また、その中で義務教育、小学校や中学校の年代の子供がいる世帯ですけれども、16世帯のうち、6世帯ということになっております。

また、同じく、仕事をしているか、していないかという御質問ですけれども、ここがちょっとまだはっきり何世帯ということではないのですが、おおよそ4世帯から5世帯が小樽で仕事をされているというふうに把握しております。

最後の経済状態はどうなっているのかということでありまして、これについてはなかなか把握することが難しいのでありまして、ただこちらに家族で避難されてきている方もおりますし、また母親と子供でこちらのほうに避難されてきている方もおりますので、推測にはなりますけれども、決していい状態ではないというふうには思っております。

#### ○松田委員

プライバシーの問題等もあると思いますが、この方たちの中には心に傷を受けて避難されてきている方もいらっしゃると思いますので、定期的な訪問などをして、心のケアも含めて相談できるような対応をされたほうがいいのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室川嶋主幹

こちらに避難されている被災者に対し、定期的な訪問等のケアをということについてでございますけれども、小樽に避難されている方、特に市営住宅、道営住宅に入られている方というのは、頻繁に連絡もいただいておりますし、いろいろな相談も、道営住宅なども含めての入居の窓口という件もありましたので、いろいろな連絡はいただいております。

私どもの窓口を通らないで小樽に避難されている方々につきましても、こちらで押さえている範囲の方々ですけれども、各被災地の県からの情報の提供依頼だとかということもあって、それなりに文書を送ったりしておりますので、定期的な訪問ということにはちょっとなかなか難しいですけれども、かなり連絡をとり合って、その把握に努めていきたいと考えております。

#### ○松田委員

わかりました。市としてできる範囲内で、さらなる支援をお願いしたいと本当に思います。

#### ◎震災による小樽経済への影響について

震災に関する経済の影響ということでございますけれども、震災直後、市内の業者の方と懇談する機会がございました。この方は、飲食店におしぼりを卸している業者の方でございますけれども、懇談した折、観光客が減少し、飲食店の客足が落ちたため、おしぼりの需要がすっかり減ってしまったと嘆いておりました。このように意外なところで震災によると思われる影響が出ていたことに驚きました。小樽の場合は観光都市でございますので、ともすれば、観光客の減少という部分に目が行くことがありますけれども、見落としている部分があったのではないかと私自身も反省しました。

このことについて、現在、東日本大震災による市内経済への影響に関する調査特別委員会も立ち上がっておりますので、詳しいことはいろいろ後で明確になるとは思いますが、このように失業まではいかなくても、休業また売上げの減少など連鎖的に影響があったと思われる業種等、押さえておりましたら、教えていただければと思います。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

委員がおっしゃるとおり、特別委員会もございまして、その際にも報告しておりますけれども、震災直後、3月、4月にかけて、特に観光客の減少というところで、その影響が大きい業種については影響があったと。そのほか建設なり製造に関しては、5月の末の特別委員会の段階ではほぼ正常な状態に戻っている、回復している、正常な操業に至っているというような報告をしたところでございまして、現状としてもほぼ正常な、観光にしても、連休以降戻りつつあるというような話になっておりまして、大分普通どおりの状況になっているのだとは思いますが

も、経済の波及効果というのは、1 次的な波及だとか 2 次的な波及があり、観光においてもそういうことが言えるわけで、例えば飲食店、観光客が減ることによって飲食店の売上げが減少するということになれば、委員のおっしゃるおしぼり業者のみならず、原材料の仕入れも落ちるでしょうし、問屋に対する仕入れも減る。例えば、土産屋にしても、売上げが減れば、問屋からの仕入れも少なくなるでしょうし、具体的に言えば、包装資材というのですか、そんなところの影響も出るだろうということで、小樽市内にも包装資材の業者もおりまして、若干影響もあったということで話を聞いております。そんなところで、観光客の影響が波及する業態については、何らかの影響があったものと考えております。

**○松田委員**

わかりました。いろいろ目に見えないところで苦労されている方もいらっしゃると思いますので、よろしく願いいたします。

**◎観光振興券交付事業について**

では、次の質問に行きますけれども、先日、市内の宿泊客に1,000円分の金券を贈る観光振興券交付事業で、券を使用できる飲食店や商店の登録申請が伸び悩んでいると新聞報道がなされました。原因の一つに、10,000人ウエルカム事業のキャンペーンと混同するものが続出していることが判明したということですが、具体的にはどういったような内容だったのでしょうか。

**○（産業港湾）商業労政課長**

ただいまの観光振興券の御質問ですけれども、委員がおっしゃるように、券を使える店、特定事業者の募集の締め切りを、6月30日だったのを1週間、7月8日に延ばしました。これから、その券を使える店を募集した後に、一覧を作成することになるのですけれども、その作成スケジュールに若干余裕があったということもありまして、まず1週間延ばしたということもあるのですけれども、6月27日、最後の週の段階で、実は店舗数としては大体480店ぐらい集まっていたのです。ただ、そのラインナップが、いわゆる観光振興券、今回、市内で宿泊する観光客の方にお配りする券ですので、例えば観光マップなどに載っている店で、振興券のほうの申請に上がっていない店も結構ありまして、私もまちなか事業者の方にいろいろ話を聞くと、10,000人ウエルカム事業のほうで、もう既に申し込んだつもりでいらっしゃる事業者も実はいたり、そこにまたちょうど商大100周年の関係のサービスの店などもあったりして、結構混同している方もいらっしゃったようなので、先ほど、最初に言いましたスケジュールにちょっと余裕があったという部分と、それと観光マップに載っていて、まだ申請が上がっていない店に対してだめ押しをといいますか、さらに充実を図るために1週間延ばしたという経過でございます。

**○松田委員**

**◎10,000人ウエルカム事業について**

また同様の施策として、6月20日より、札幌に宿泊している観光客を対象に、小樽・札幌間の往復バス券を贈呈し、小樽への誘致を図る10,000人ウエルカム事業が実施されています。目標が10,000人ということなのですが、現在まで10,000人に対してどのくらいの状況になっているのでしょうか。その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

**○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹**

10,000人ウエルカム事業の現在までの状況でございますけれども、6月30日現在で各予約サイトに問い合わせをしたところ、現在までのところ既に約1,300件の予約があると聞いております。この約1,300件ですけれども、6月30日というふうに今申し上げましたけれども、6月30日までに小樽に来ているということではなくて、その期間中の予約という形で既に約1,300件の予約が入っているという状況でございます。

**○松田委員**

わかりました。10,000人に対して1,300人ということで、これから増えてくると思うのですけれども、今後、

10,000人ウエルカム事業をやった場合の効果について、どのような方法で検証されるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

10,000人ウエルカム事業の効果についてでございますけれども、まず予約の状況につきましては、今後、まだ2週間ほどございますので、その中でどの程度まで伸びていけるのか。今、予約サイトのほうには、6月30日の予約状況を見まして、さらに各ホテルのプランにつけるプラン数を増やすような形の話合いなども進めているところでございます。

個々の部分につきましては、単に札幌に宿泊した方が小樽に来るといっただけではなくて、やはり経済効果を高めるというのが一つの目標でございますので、そういう部分では、市内でいろいろな割引を受けられるクーポンを作成いたしまして、これは160店舗程度が参加しておりますけれども、これをバス券と一緒に配布いたしまして、そのクーポン券などを各お店に置いてきてサービスを受けられるというような形になっておりますので、実際にどの程度の方がその券を使われたか、その辺が市内経済における効果をはかるには、一つの利用状況の目安になるのではないかというふうに考えております。

○松田委員

予約サイトで1,300件ということなのですが、その予約した方は、道内客が多いのでしょうか、道外客が多いのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

予約状況の割り振りというところまでは、詳細には把握しておりませんが、予約サイト側の話といたしましては、道外客の動きというのが、おおむね1か月前から動き出すと、道内客については、非常に今、短期間の予約という形になっておりまして、10日から1週間前ぐらいで予約が入るという形になっております。

今回聞いた中では、道外のほうに強いサイトのほうのはげが非常にいいという形になっておりますので、1,300件のうち半数以上が道外の方なのかなというふうな見込みを立てております。

○松田委員

わかりました。今後、利用された方の反響など、また受け入れた小樽市の事業者の声などしっかり反映して、また次のときには状況を教えていただければというふうに思います。

◎住宅用火災警報器の設置について

では、次に住宅用火災警報器のことでございますけれども、いよいよ猶予期間が終了し、小樽市でも6月1日から設置が義務づけられました。既に義務化になっているところもあります。小樽市が6月1日、最後というふうに聞いていますけれども、この時期になった理由、目的、経緯などを教えていただければというふうに思います。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の設置の経緯について説明させていただきます。

平成18年6月から、一般の新築住宅への住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。既設住宅への設置につきましては、本市火災予防条例により、5年間の経過措置が設けられておりまして、本年6月からはすべての一般住宅への住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。

住宅用火災警報器の設置の理由につきましては、住宅火災による死者数が全国的に増加傾向にありまして、平成15年以降1,000人を超えていました。そのほとんどが逃げ遅れだということでもって、高齢者の半数以上が占めるということで、防止策として設置されたものであります。

○消防長

小樽市がなぜ6月1日にしたかという理由なのですが、これにつきましてある一定の周知期間を設けなければならなかったということと、市民への負担を配慮したというようなことです。

ただ、これは小樽市だけが一番遅くなったわけではなくて、例えば道内では、179市町村ございますけれども、そ

のうち139市町村が私ども小樽市と同じように、平成23年6月からになってございます。

○松田委員

小樽でも、この警報器をつけたことにより火災が未然に防げた、また被害が最小限に防げたというようなケースはありましたでしょうか。

○(消防) 予防課長

住宅用火災警報器の設置の奏功事例でありますけれども、ガスコンロのつけ忘れやたばこの不始末等で煙が充満しましたが、警報器を設置していたことにより火災に至らなかったという事例は、本市では5件の報告があります。

○松田委員

小樽市は6月1日から設置が義務づけということでありましたけれども、この警報器を普及させるに当たって、市ではどのように取り組んだのか、また、今、一応義務づけられたとなっておりますけれども、小樽市の設置状況はどうなっているのか、教えていただければと思います。

○(消防) 予防課長

住宅用火災警報器の設置の取組でありますけれども、平成18年2月以降、焼死火災防止強調運動をはじめ、春・秋の火災予防運動期間中、その他各種防火行事、大型店舗など多くの人が集まる施設におきまして、住宅用火災警報器の展示、説明会を実施しております。また、事業所訪問や、町会等の各種会合に出向いて説明を行うほか、市民の方々にその必要性と効果について、広報おたるやホームページに掲載し、設置の促進を呼びかけて進めていたところであります。

小樽市の設置状況につきましては、本年4月末現在で、住宅用火災警報器の設置率は60.2パーセントであります。これが最新の情報であります。

○松田委員

義務づけられたということは、100パーセントを目指すということなのでありますけれども、聞きましたら、つけていなくても罰則規定はないということですが、今後、市として未設置世帯に対してどのように取り組んで設置率アップを図っていくのか、今考えていることをお聞かせ願いたいと思います。

○(消防) 予防課長

消防本部におきましては、平成23年5月末までの設置猶予期間が終了した現在も、設置促進を重点施策ととらえて、できるだけ多くの住宅に設置されることを目標として事業所訪問、町会等の共同購入への働きかけ、また予防査察、また機器を持参しての説明会等を行っていく予定であります。この設置につきましては、設置することで自分自身の安全が担保されるということで強く推進していきたいと考えております。

○松田委員

よく公営住宅などへ行くと、赤いマークのステッカーが張ってあるのですが、一般世帯が設置されているかどうかというのは、どのようにして検証されているのでしょうか。

○(消防) 予防課長

一般住宅につきましては、大型店舗や各集会所の集まるようなところでもって消防職員、又は消防団員が協力しまして聞き取り調査を行って、つけているかどうかの確認を行っております。

○(消防) 総務課長

個別の一般住宅についているかついていないかということの確認の要領ということなのでありますけれども、今、委員からお話ありましたとおり、住宅用火災警報器を設置された方が業者からもらう丸い、「住警器」と書かれたシールを張っている住宅と、設置はされているのですが、全くそういうシールを張っていないという住宅がございます。それでは消防として、そのシールの張られていない住宅に設置がされているかどうかの確認をどうするかという点につきましては、私ども職員が一般住宅をそれぞれ訪問いたしまして、今後、ローラー作戦になるのかどう

か等は、これはまた難しい話なのですけれども、できる限り 1 軒 1 軒訪問いたしまして、住宅用火災警報器の設置状況について伺ってまいりたいと考えております。

**○松田委員**

わかりました。大変な作業だとは思いますが、100パーセント設置されるように努力していただければというふうに思います。

**◎町内会の防災訓練について**

このたびの震災は、多くの問題提起をいたしました。また、一人一人が改めて防災に対する意識を持ちました。このたびの震災では、多くの高齢者の方がお亡くなりになったり、被害に遭われました。

先日、発表になりました国勢調査抽出集計結果によれば、高齢者のひとり暮らしだけでなく、家族別累計でも、ひとり暮らしの世帯が夫婦と子供で構成する世帯を上回ったと、このような結果になったというふうに聞いています。つまり、全世帯の3割の方が単身であるということの発表がありましたけれども、これからはますます高齢者や単身者が増え、家族だけでなく、地域で支えていかなければならない時代が来たのかというふうにも思っています。

私が住んでいる町会は、町会としては市の中でも大きなほうですが、やはりもう高齢者が多く、単身世帯も大変多くなっています。

そこで、先日行われた町会の会合で、町会として8月に消防署、消防団の協力を得て防災訓練を行うことになりましたと、このようなチラシをいただきました。そういったことについて伺いたいのですけれども、そういった依頼というのはありましたでしょうか。

**○（消防）総務課長**

幸町会からの防災訓練実施の依頼ということでございますけれども、消防本部といたしましては、8月21日、日曜日になりますが、震災を想定した訓練を実施したいということで相談をいただいております。

訓練の内容につきましては、まだ8月21日まで日にちがございまして、今後、町会の役員の方々と我々消防職員と詳細について具体的に協議をさせていただき予定となっております。

**○松田委員**

幸町会だけでなく、もしこのように依頼があった場合は、すぐ対応していただけるようになっているのでしょうか。それと、窓口はどこの部署に行けばよろしいのでしょうか。

**○（消防）総務課長**

幸町会に限らず、ほかの町会からの依頼があった場合ということなのですけれども、消防といたしましても、初期消火体制の充実ですとか、震災時における安全対策につきましては、非常に重要と考えております。これまで、町会を単位とした訓練を行ってきておりますし、今後につきましても、町会のほうから訓練をしたいということで要望がございましたら、積極的に消防本部としても協力をさせていただきたいと考えております。今までは、訓練といたしましては、訓練用の消火器を使った消火訓練ですとか、なかなかかける機会がないものですから、119番通報の通報要領、それから地震などの避難指導の話ということをさせていただいております。

それから、窓口ということでございますけれども、これは各出張所がそれぞれ管轄する町会を抱えておりますので、基本的には各所々ということになりますけれども、これは消防署、それから消防本部一丸となって市民の期待にこたえて協力をさせていただきたいと考えておりますので、管轄の出張所ということではなくて、消防本部でも消防署でも相談をいただければ、対応したいと考えております。

**○松田委員**

当日は、防災のしおりも配布されるというふうにも聞いております。

ともあれ、日常的な防災意識啓発運動に積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、先ほどの住宅用火災警

報器につきましても、そのときにまた啓蒙していただければというふうに思います。

#### ◎学校給食調理施設の立入調査について

次に学校給食の件でございます。

本年 2 月、岩見沢市で発生した学校給食による集団食中毒事件というのは、本当に大変ショッキングな出来事でございます。それに伴い道教委が、道内の学校給食調理施設を立入調査したところ、9 割以上が何らかの改善が必要だったと新聞に報道されておりました。

小樽市にはもう調査が入ったのか、また具体的にどのような項目が調査されて、小樽市の結果は改善が必要だったのかどうかということについてもお聞きしたいと思います。

#### ○（教育）学校給食課長

調査の実施でございますけれども、道教委の立入調査につきましては、本市の学校給食施設につきましても既に受けております。施設は、2 か所の共同調理場と単独調理校 6 校の合計 8 か所でございますけれども、立入調査としては、後志教育局及び小樽市保健所の合同立入調査点検として、5 月 9 日から 5 月 27 日の間に実施されております。

続きまして、その項目でございますけれども、大きく 3 点ございます。1 点目は衛生管理責任者をはじめとする衛生管理体制及びその活動について、2 点目が、献立作成委員会の設置及びその活動について、3 点目が、物資選定委員会の設置及びその活動について、そのほか、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づく各種点検帳票類の整備状況など、日常の記録に基づく点検があったほか、調理場内の査察などが行われました。

続きまして、その調査結果でございますけれども、施設が 8 か所、施設別で申し上げますと、新光調理場では 4 項目、オタモイ調理場では 6 項目、単独調理校におきましては、北手宮小学校と西陵中学校は 3 項目、手宮小学校、北山中学校及び末広中学校が 4 項目、若竹小学校が 1 項目の指摘がございました。これは、すべて別々の内容ではなくて、指摘事項の種類としては重複をしております、種類としては 7 種類になります。

それで、具体的に申し上げます。新光調理場及びオタモイ調理場では、4 項目共通がございまして、1 点目は、原材料を冷蔵庫等の保管設備に搬入した際の時刻、温度などの記録の記載でございます。2 点目は、調理後、食品の提供まで 30 分を超える食品についての適切な温度管理及び時刻、温度などの記録の記載、それから 3 点目は、配送を行う食品である場合の配送車の温度管理及び時刻、温度などの記録の記載、4 点目は、メニューにより、調理後 2 時間以内に食品が喫食できていないなどの 4 点でございます。それから、オタモイ調理場では、汚染・非汚染の作業区域の区別に伴う手洗い設備や履物の交換、それからもう一点、下処理区域から調理区域に移動した際の履物の交換の 2 点がございました。単独調理校におきましては、汚染・非汚染の作業区域の区別、2 点目としまして、先ほどのオタモイ調理場と共通しておりますけれども、汚染・非汚染の作業区域の区別に伴う手洗い設備、履物の交換、3 点目は、下処理区域から調理区域に移動した際の履物の交換、そのほか、新光調理場、オタモイ調理場とも共通をしておりますが、原材料を冷蔵庫等の保管設備に搬入した際の時刻、温度などの記録の記載、そのような内容でございました。

それに対する改善の関係でございますが、種類別では 7 種類というふうに申し上げましたが、最初の原材料の搬入温度の記録でございます。これは、厚生労働省の大量調理マニュアルでそのような様式が定められているものですから、そういう面での指摘があったというふうに受け止めております。私ども、文部科学省の衛生管理基準に沿って通常の手書きはつくっておりますけれども、こういったものにこの様式を追加することで改善をいたしたいと思っております。

それから、30 分を超えた食品の温度管理、それから配送過程を伴う食品の温度管理、それらの記録ということでございますけれども、これについては実態として、一度加熱して、その後の冷却をするような、例えばめんをゆでたというような場合が該当いたしますけれども、夏のこういったメニューについては、加熱品に献立自体を変更す

るということで対応を図ってまいっております。

それから、調理後 2 時間以内の喫食ということでございますけれども、これは厚生労働省の大量調理マニュアル、それから文部科学省の衛生管理基準についても、それぞれ 2 時間以内の喫食に努める、若しくはそれが望ましいという規定でございまして、必ずしも義務違反ということではございませんけれども、やはり基準の考え方に沿って調理場の作業上の工夫に努めたいというふうに考えております。

それから、手洗い設備、履物の交換等の指摘がオタモイ調理場でございました。手洗い設備の関係につきましては、調理工程上で作業の動線を工夫し、作業の途中で手洗い場を経由するような流れをつくることによって対応しております。今後もそういった形で行ってまいりたいと思います。それからまた、履物などは、場内がやはり狭隘だということもございまして、履物を交換するスペースの設置などが難しいものですから、消毒・殺菌マットの設置などで対応を図ってまいります。

これら 6 種類については改善を行った、若しくは行うこととした内容でございますけれども、一つ残っております単独調理場における汚染・非汚染の区域の別でございますけれども、もともと汚染・非汚染という概念があまり明確でなかった時期に、調理施設自体が設置をされたという経緯があると思います。そういった中でいろいろ調理機械も配置をされて、実際にどこでどう線引きをするのかというのが非常にちょっと複雑になっている現状がございます。この部分については、今、保健所の指導を仰いでいる段階でございまして、履物の交換等も指摘を受けておりますけれども、結論が得られ次第、その線引きさえ確定すれば、それに連動して、どこに消毒マットを設置するだとかというのは決めることができますので、そういったことで対応してまいりたいと思っております。

いずれにしても、文部科学省の衛生管理基準などは、幾度かの改定で、ハードル的には高いハードルになっております。現状の状況と、調理場も昭和 40 年代の開設なものですから、現実としての落差はございます。そういった面は、新たな調理場の建設の際には、抜本的に改善をし、基準に合致させたいと思っておりますし、その間ににつきましては運営に万全を期していきたい、そのように考えているところでございます。

#### ○松田委員

今、いろいろ伺いましたけれども、何かあまりにもあって、どちらにしても、一番この学校給食というのは、大切な児童・生徒の命をはぐくみ、守る大切なものでございます。先ほども言いましたとおり、9 割以上が改善の余地があったと。また、小樽市でも、何項目もそのような改善、現実ですぐ食中毒が起きるかどうかというのは別として、私たち大人が子供たちを守る責任がございまして、本当に 100 パーセント安全なものにしていただけるように、これからはしっかりと定期的な検査をしていただいて、また改善されたことにつきましては速やかに行っていたきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### ◎学校の危機管理対策のチェックについて

先ほど、東日本大震災では、多くの高齢者の方が犠牲になったということをお話しましたが、また、多くの子供たちの命が失われたということも聞いております。

先日の、教育長より発表された平成 23 年度小樽市教育行政執行方針によれば、災害発生時に、教職員や子供たちが的確に行動することができるよう、各学校長に対し、危機管理対策のチェックを行うように指示したというふうに記載してございました。このことについて、具体的にどのようなチェックだったのでしょうか、教えていただければと思います。

#### ○（教育）総務管理課長

危機管理対策のチェックの関係ですが、まず初めに、管理マニュアルのチェックについて説明させていただきます。

毎年、年度初めに、各学校から教育委員会を経由し、消防本部へ提出しております消防計画と同時に、学校管理規則によりまして、各学校から管理マニュアルを教育委員会に提出していただいております。

内容については、火災予防や、また地震が起きたときの学校長それから教員の基本行動について表記させております。また、防災教育や訓練の計画、実施時期について記載させております。それから、避難経路や避難場所についてなどがマニュアルとして成り立っております。現在、その内容については消防本部のほうでもチェックしていただいておりますが、今回の大震災を頭に入れて、総務管理課のほうでもチェックしており、内容につきまして不備な点等があれば、学校側に随時知らせているところでございます。

#### ○教育部長

本会議の中で、秋元議員の質問にも教育長から答弁させていただきました。

今、担当から申し上げましたけれども、それぞれ学校ではきちんと消防本部にも避難マニュアル等を提出しながら訓練も行っております。ただ、本会議の中でも申し上げたのは、これまで各小・中学校での避難マニュアル等が、地震、火災を想定しての避難マニュアルだったということが一つございます。今回の震災の中では、もちろん地震ということも、それに伴う火災ということもあったのだとは思いますが、やはり津波に対応するという、その部分が大きく提案をされているのかなというふうに思っております。

釜石市でありました、ほとんどの子供が助かったというのも、津波を想定しながら日常からの訓練がされていたということの結果だろうというふうに思っています。ですから、その意味では、教育長から、それぞれ学校にチェックをせよということで指示をしておりますのは、全部の学校がそうなるかどうかということもあるのですが、やはり今まで、それぞれ学校の避難マニュアルの中で想定をしていなかった津波に対する対応、学校の立地条件もありますけれども、そういった部分についてももう一度、各学校で見直すようにという形での指示をしております。今、ここでこうだあだということではないのですが、防災のほうでも、小樽の地形に合った津波に対応するハザードマップ等の作成ということも進めているということでもありますから、その対応状況を見ながら、私どもとしても各学校の避難マニュアルのチェックをしていかなければならないと思っております。

#### ○松田委員

ともあれ、今回の地震では、多くの方がよく想定外、想定外と口々に言われていますが、マニュアルも大事ですが、とにかく万全なマニュアルというのではないと思いますので、どうか、先ほども言いましたとおり、未来を担う子供たちを育てていくのは私たち大人の責任でございます。どうか、そういった意味でしっかり危機管理意識を持ちながら頑張っていただきたいと思っております。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 38 分

再開 午後 2 時 58 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

---

#### ○林下委員

##### ◎2010年度一般会計決算について

2010年度の一般会計決算につきまして、既に本会議でも質問がありまして、昨日の委員会でも質問がありましたけれども、私は若干角度を変えて質問をしたいと思います。

私は、平成23年第1回定例会の補正予算で、一般会計の決算については、ある程度黒字は見込まれるというふう

に認識をしておりました。それで、今回12億1,500万円ほどの単年度黒字ということが発表されて、新聞には甘い見積りだとか、あるいは不自然に大きな額というような指摘もされております。確かに、小樽市の財政規模からいえば、黒字額が少し大きかったのかなというふうに思いますし、またこれほど黒字が出るのであれば、職員給与費の削減は返すべきだというような話があつてしかるべきかなというふうにも思います。しかし、私は、地方自治体にとって、民主党政権になって唯一、地方交付税が増額をされて、この決算だけは褒められるのかなというふうに思っていましたから、見方によってこんなに評価が変わるのかなと、ちょっと残念に思っているわけでありまして。

それで、例えば収入を過小に評価したとか、必要経費を過大に見積もっているのではないかという考え方もありますけれども、背景としてはやはり交付税の増額という要素など、あらかじめ予算化をすることがなかなか難しいこと、あるいは歳出についても、予算を上回って、いかなることがあつても支出することは許されないという条件を考えると、やはり歳出と歳入の関係については大変難しい作業なのだというふうに認識をさせていただいております。

それで、今回、この黒字決算の最大の理由というのは、どういうふうに判断をされているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

#### ○財政部長

黒字の理由は、先日の委員会でも話しましたがけれども、ここ数年間の流れの中で申し上げますと、間違いなく交付税の措置というのは大きな要素だというふうには思っております。

一昨々年度、一昨年度と単年度収支で約6億円ずつ黒字を出してまいりまして、昨年度は約12億円の黒字ということでございますけれども、一番違いますのは、昨年までと違ひまして、やはり税収が予算を上回ることができたということは非常に大きな要素でございまして、その部分が一昨々年度、一昨年度と大きな違いかなというふうに思っています。

歳出のほうは、不用額についてもお尋ねがございましたけれども、例年度と比べて、一般会計の財政規模に占める不用額の割合が決して多いわけではございませんので、可能な限りの見積りをした中で、例年並みの執行の中で出た不用額というふうには考えてございます。

#### ○林下委員

私も、今、一般会計の決算だけで比較して批評することはあまり意味がないのではないかというふうに実は考えています。それは、当然、他会計からの借入れの問題もありますし、実質収支や実質公債費比率、あるいは健全化判断比率というような数値をしっかり検証して、そこで正確な意味での財政の健全化が進んでいるのかどうかという判断をするべきだというふうに思うのです。現在、そういう作業の真っ最中というふうに認識をしているのですが、そういう作業の過程で、現在、三つの指標などについて、どのような見込みと申しますか、どのような判断をされているのか、その点について伺いたいと思います。

#### ○（財政）財政課長

いわゆる財政健全化法に基づく4指標のお話でございまして、4指標のうち、実質赤字比率と、それから連結実質赤字比率につきましては、これは対象となる会計が現時点においてすべて黒字となる見込みでありますことから、平成21年度決算に引き続きまして、平成22年度決算においても赤字の比率としては算出されないのではないかと見込んでおります。

ただ、この比率の算出基礎とはなりませんけれども、一般会計における他会計からの借入金というものについてですが、これは平成21年度末よりも若干と申しますか、約6億円程度増加するという見込みでありますことから、赤字比率としては算出されないものの、今後十分注意していかなければならないというふうに思っております。

なお、4指標のうち、実質公債費比率と、それから将来負担比率、これらにつきましては、現時点においてはまだ算出しておりませんので、第3回定例会に提出する決算資料とあわせて示したいと思っておりますので、御理解

願います。

**○林下委員**

これから非常に大変な作業になるとは思いますけれども、そこで今回、一般会計の12億1,500万円ほどの基金を今後どう生かしていくのか、どうお考えなのか、その点について答弁をお願いいたします。

**○（財政）財政課長**

平成22年度の一般会計の決算で見込まれます剰余金、そのまま今後の活用ということでございますが、地方財政法では、剰余金のうち2分の1を下らない金額につきましては、剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならないというふうにされておまして、今年度における財政運営の円滑化を図るため、決算上の剰余金については財源留保の措置を講じるように地方自治体に義務づけているということでございます。

このため、本市といたしましては、平成22年度の決算剰余金、約12億円でございますけれども、その2分の1以上である6億円程度につきましては、第3回定例会以降において財政調整基金のほうに積み立てて、平成24年度の当初予算編成のほうに回していきたい、財源として活用していきたいというふうに考えておりますけれども、具体的な金額につきましては、今定例会でも補正予算の財源として一部検討して使用しているということもございまして、それも含めて今後の財政需要なども勘案して判断していきたいと思っております。

**○林下委員**

引き続き厳しい認識で財政運営に当たっていくということだと思いますので、ぜひ努力していただきたいと思えます。

**◎NBC災害対応資機材について**

それでは、質問を変えます。

今回、本会議で、市長は、このたびの福島第一原発の事故を踏まえまして、消防隊員の放射線対策の重要性を改めて認識されたというふうな答弁があったと思います。

それで、NBC災害対応資機材の整備事業として、今回2万5,000円という金額が計上されておまして、平成24年度から27年度までの4年間で558万9,000円の予算が計画されております。本来こうした事業は国がしっかりと責任を持って早く対応すべき課題であるというふうに思うのですけれども、この数字を見ますと、化学防護服を5着ということで計画をされていますけれども、災害の現状を考えますと、全く少なすぎないかと、本当に5着で間に合うのかというのが非常に不思議に思ったのですけれども、その点についてどうお考えですか。

**○（消防）警防課長**

ただいまのNBC災害用の化学防護服5着ということの質問でございますが、これにつきましてはNBC災害対応資機材の化学防護服の整備数は、総務省省令に基づいて整備することとなっております。各都市の人口規模に応じた装備品が定められております。

この中で、当市におきましては人口10万から30万の都市の中に入りますので、陽圧式化学防護服5着、それと除染シャワー1式、それから除染剤散布器2台、この整備をすることとなっております。基準どおり整備するという形になっております。

**○林下委員**

総務省の基準どおりという答弁だったのですけれども、実際そういう劣悪な環境に入って作業をする消防職員にとっては、例えば、福島第一原発でも、作業現場に入るのは2時間が限度だというようなことで報道されていますけれども、たった5着しか装備がなくて、現実にはローテーションだとかを考えれば、本当に間に合うのかというのは非常にやはり疑問なのですけれども、このNBCの化学防護服でどの程度の作業時間が確保できるというふうに思われているのでしょうか。

○（消防）警防課長

化学防護服の性能と申しますか、作業時間についてでございますけれども、この化学防護服ですが、陽圧式化学防護服と申しまして、空気呼吸器を着装して、体全体を外気から遮断する、風船状に膨らむような化学防護服でして、これは化学剤や生物剤のほか、放射線の内部被曝、要は呼吸から入るようなものを完全に遮断するといった防護服でございます。非常に効果が大きいものでございます。ただ透過性のあるガンマ線や中性子線などについては完全に遮断することができませんので、ここら辺のことにつきましては、当然ながら放射線の現状の線量率等を計測し、そこから活動時間を割り出して、隊員の安全確保を図りながら時間を決めて活動するという形になるうかと思っております。

○林下委員

なかなかこれについては画一的なお答えが難しいのだろうと思っておりますけれども、やはり作業環境の危険性ということからいけば、やはり最高性能を有する防護服を用意すべきだというふうには私に思っておりますけれども、例えば今考えられている防護服の選定基準とか、あるいは1着当たりの単価は明らかになっているのでしょうか。

○（消防）警防課長

選定基準ということではありますが、これにつきましても先ほど申しましたように、総務省令の中で、小樽市に合った基準、陽圧式化学防護衣が5着と、これが現在、最高の基準のものでありますので、それを用意するよという指示ですので、それに基づいて用意しているものであります。

○（消防）総務課長

今、警防課長から答弁させていただいたのですけれども、装備の基準につきましては、今回、福島第一原発事故で東京消防庁やその他緊急消防援助隊で活動しました消防局又は消防本部も同等品を使っております。特に、特別な、物すごく放射能から体を完全に保護するというような資機材は現在、市販されていないという状況の中で、その時々放射線の状況を見ながら、被曝限度に達した時点で帰るといようなこととなります。

それから、1着当たりの単価というお尋ねでしたけれども、陽圧式の化学防護服につきましては、いずれも、金額は消費税込みという形になりますが、1着当たりが63万円ほど、それから除染シャワーにつきましては1張り130万円、水中ポンプは7万8,000円、水槽につきましては17万2,000円、それから給湯器、湯沸器ですね、こちらのほうは72万円、それから除染散布器につきましては4万円ということで、現在、予定しております。

○消防長

若干、私のほうから補足いたします。

今、委員から、最高のもなのかという御質問がありましたが、これにつきましては、いろいろな防護衣がございまして、例えば福島原発付近で働いている方が白っぽい防護衣を着て働いていたのを、テレビでごらんになったと思うのですけれども、ああいうのは、同じ防護衣でも、いわゆる密閉式というのですけれども、私どもが予算計上しておりますNBC化学防護服というのは、機密式と申しまして、先ほど担当課長から説明したように、空気呼吸器を中に背負いまして、陽圧というのは防護服の中の圧力が高いものですから一切外気などが入ってこない、そういうような今の段階で最高の性能のものを用意しております、東京消防庁やそういったところと比べて性能が劣ることはございませんので御承知おきください。

○林下委員

最近のいろいろな報道によりますと、今答弁いただきましたように、ガンマ線などについては、もういかなる防護服を着ても効果がないと。非常に難しい状況だということが言われておりますから、やはり本来、国がこうしたことに責任を持って対応すべきだというのは私も思っておりますけれども、こういう作業に携わる人たちの安全ということを考えて、ぜひ国にもしっかり要望していただきたいし、できる限り装備についても完璧なものを求めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

## ○（消防）総務課長

ただいま、委員からお話のありました部分につきましては、私どもの団体であります全国消防長会、それから全国市長会などを通して、国に対して要望してまいりたいと考えております。それから、職員の安全管理につきましては、今後、徹底して図っていきたいと考えております。

## ○林下委員

### ◎原子力発電に対する考え方について

それでは、このたびの福島第一原発の未曾有の事故ということを踏まえまして、若干質問を変えて伺いたいと思いますけれども、私は、私見も含めて、これまで国が進めてきた原子力に関する政策でありますとか、法律だとか、基準というのが、今回の事故を見る限り全く事故に対応できるものではなかったということが言えるのではないかとこのように思います。それは、基本的に事故は絶対に起きないという前提の下に、制度が設計をされてきたことに起因しているのではないかとこのように思います。

例えば、自治体にとっても、電源三法交付金の問題については、防災対策という視点は全く加味されておりませんで、あくまでも原発建設を推進するための地元対策費ということで位置づけられて、こうしたことが今回の事故の収束に時間をとる結果になっているのではないかとこのように思います。このことによって、我が国全体が、今、風評被害を含めて大きく傷つく結果になっているというふうに私は現状認識をしています。

私は、偶然ではありますけれども、2008年の第2回定例会の一般質問で、ちょうど北海道電力株式会社が2010年に泊原発3号機でプルサーマル発電を実施するという意思表示がありまして、いろいろな推進派や慎重派も含めて学者の論文を参考にいたしまして質問をいたしました。中でも、万が一事故が発生した場合、当時、放射能汚染域が通常原発の2倍の距離と4倍の面積に広がるという学説がありまして、その学説に基づけば、小樽市も当然この防災対策が必要になると。それで、小樽市としてどうやってこの防災対策を考えていくのだという趣旨で質問をいたしました。しかし、当時の答弁は、防災対策費を含めて、これまでの原子力の政策ということを考えれば、市長は正確に答えるだけの材料は何も持ち合わせていないと。つまり国の方針から回答できないという、非常に残念な答弁だったことを記憶しています。

当時は、プルサーマル計画というのは、システム的にもう完成されていると言われておりましたけれども、一方で、柏崎刈羽原発で、新潟県沖を震源とする大地震が発生して、この柏崎刈羽原発は壊滅的な打撃を受けて、現在も一部が停止のままという状況になっておりますけれども、当時でも想定をはるかに超えた規模の震災という表現がされていました。このことを考えますと、今、福島第一原発の事故から3か月を経過して、今なおその被害が拡大しているという現実を考えますと、やはり国民の原発に対する評価といいますか、考え方も非常に変わってきていると。特に、自然エネルギーへの転換を求める声は大変大きくなってきているのではないかとこのように思います。泊原発と共生してきた後志の住民のアンケート調査というのが、先日出ましたけれども、この後志の地域ですら意識は大変大きく変わってきているということも言えると思います。

市長は、今定例会の代表質問で、仮にEPZが半径30キロメートルということになると、余市町や赤井川村という隣接地がまさに隣り合わせであり、当然本市としても速やかに対応していかなければならないと考えていますという答弁をしておりました。市民の安全・安心という大前提で必要な措置は、あるいは対応は検討していくというふうに答えていますけれども、これはある意味、防災対策としてのお答えだったというふうに思いますけれども、福島県では、既に40キロメートルあるいは50キロメートルという地点に、ホットスポットと表現されていますけれども、汚染地域が拡大している現状があります。

市長は、市民の安全・安心を守るためにも、やはりプルサーマル発電の停止と、泊原発1号機の運転の再開に向けて、しっかりとしたメッセージを発すべきときではないかと私は考えておりますけれども、今日、市長が出ておりませんから、できれば総務部のほうで考え方について回答いただければと思います。

### ○総務部副参事

このたびの原発事故に関します御質問でございますけれども、代表質問の中で答弁させていただいた内容と同じということになるわけなのですが、現在、定期検査中の泊原発の再稼働やプルサーマル計画の安全性につきましては、まさに今、国のほうで検証をして、安全基準の見直しが行われているという状況でございます。

特に、定期検査中の原発の再稼働につきましては、今、ストレステストというものが追加されましたけれども、さらに安全基準を付加して実施しているということでございますので、国の見解を待ちたいというふうに考えております。

### ○林下委員

今、国の原子力政策というのはかなり混乱しておりますから、なかなか市長に踏み込んだメッセージをとというのは難しいのかもしれませんが、もっと離れた札幌市の市長はもう既にこういったことについてメッセージを発しておりますし、やはり地方自治体の首長がこういったメッセージを発することで、国も、今、既にE P Zですか、拡大の必要性を認めるというところまでなっておりますから、ぜひこういったことについてメッセージを発していただくように検討をお願いしておきたいと思っています。

もう一つあるのですけれども、福島第一原発事故の直後の非常に混乱した状況を思い出しますと、住民の避難や救援物資の輸送というのは、すべて30キロメートルの圏外から圏内に向けて行われていたというふうに思います。実際、地元自治体も含めて、防護服の用意も全くされておらず、私も過去、輸送業務に携わってきたことからいいますと、どうやってこの地域に防護服もなく、避難のためのバスの手配とか、あるいは緊急支援物資の輸送とか、だれがどうやって行くのかなというふうに非常に心配をしていましたけれども、20キロメートル圏内の首長が、救援物資も救援の隊員もすぐそこまで来ているのに、だれもここまで来てくれないという悲痛な訴えをテレビでしているのを非常に印象深く思っているのですけれども、やはりどうしても、泊原発で万が一のことが起きると、小樽の役割が非常に高くなるのではないかというふうに思いますので、ぜひそういう教訓も含めて、そういった防災対策について、小樽市としての考え方をぜひまとめていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

### ○総務部副参事

いわゆるE P Zの範囲以内であれば、それなりの電源三法交付金などがあって資機材が整備されている。ただ、その範囲外にあってはないという、そういう制度も含めての御質問かと思えますけれども、現在、国で見直しされています防災指針は、恐らくそういう制度も含めた総合的な見直しになるだろうと考えております。それに従いまして、道の原子力防災計画が見直されてまいりますので、小樽としましては、その道の計画を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

### ○林下委員

#### ◎国旗の掲揚、国歌の斉唱による教育効果について

それでは、質問を変えます。

今回、初めて教育長から、教育行政執行方針が示されました。残念ながら今まで1期目の4年間は教育委員会に対して質問をしたことは、会派の都合でなかったのですけれども、総務常任委員会を担当することになりまして、私も、子供を育てて教育もしてきた経緯から、端的に言って、これまで非常に私自身が教育にも関心を持ってきましたから、どうも合点がいかないというところが実は何点かありまして、しかしいろいろなことを考えますと、少子化の影響だとか、あるいは子供を取り巻く社会環境とか、いろいろな教育環境の変化もありまして、非常に教育現場の皆さんも難しい、あるいは教育行政をしている皆さんも大変苦労が多かったというふうに考えます。

そうしたことを踏まえて、一つお聞きしたいのですけれども、今、国旗・国歌の関係で、教育現場にこのことを義務づけして裁判に発展したりしていますけれども、この国旗・国歌の関係でどういう教育効果をねらい、あるいは期待をして、特にその結果はどう評価しているのかというところがまず知りたいところなのですけれども。

## ○（教育）指導室主幹

国旗・国歌の実施における成果についての御質問でございますが、学校におきましては、学習指導要領を基準として、校長を中心とした教育課程を編成し、教育活動を行うことが求められております。

学習指導要領によりますと、国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童・生徒が将来、国際社会において尊重され、信頼される日本人として成長していくために、国旗・国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てるとということが重要であるということがなされております。学習指導要領の中に、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとするという記述がございます。これを受けまして、入学式、卒業式以外におきましても、社会科におきましても学習をしております。また、小学校の音楽についても、国歌・君が代について、いずれの学年についても歌えるよう指導するという指導が行われております。昨年度の卒業式、それから今年度の入学式におきまして、国旗・国歌の実施状況は、すべての小・中学校で実施されております。

そのようなことから、成果といたしまして、国旗及び国歌に対する正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることができつつあるというふうには押さえております。ただ、さらに国歌につきましては、大きな声で子供たちが歌えるように指導するなど、まだまだ内容の充実を図らなければならない点があると押さえておりまして、今後とも指導をしていきます。

## ○林下委員

ちょっと時間配分を間違えまして、何点か質問したいことがあったのですけれども、学力・学習状況調査の結果を受けまして、学力の低下ということが非常に重い課題になっているというふうに思います。ただ、現場の教員だとか、組合の方針ということに関連づけて、結構いろいろところで意見なり質問があったというふうに思うのですけれども、教育長は今回、家庭の学習習慣などを重視されているというふうに答弁をいただきましたけれども、事実こういう現場の教員や組合の関係だとか、そういった点についてどういう認識をされているのか、お伺いいたします。

## ○教育長

いわゆる教職員団体というものについては、私の意識とすれば、小樽市教育委員会の一職員ということで、特に教職員団体を意識した仕事をするという考え方はございませんし、また学力調査にかかわってのお話ですけれども、いわゆる管理・運営事項に関して組合と協議するとか、そういう性質のものではないというふうに思っていますので、いわゆる教育委員会が行う教育事業について、職員によく説明をし、理解を得た上で一致団結して物事に当たるという姿勢は、これは変わらないで、そのつもりで仕事を進めようというふうに思っています。

## ○林下委員

市教委の自主性や独自性を発揮されて、これからも頑張っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

## ○中村委員

### ◎10,000人ウエルカム事業について

まず初めに、東日本大震災にかかわる経済対策についてということで、これも公明党の松田委員から質問がありましたけれども、一、二点、再度確認というか、今後のこともありますので聞いておきたいのですけれども、今の時点で、この10,000人ウエルカム事業の予約数が1,300件ということですよ。目標が一応1万人と掲げて、今やっているわけですけれども、これは6月20日から7月24日までの予定で組まれていますけれども、今の時点で1,300

件というのが目標に比べてちょっと少ないのかなという感じがするのですけれども、その辺の分析というのか、もうちょっと詳しく教えておいてほしいのです。まず、これから。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

10,000人ウエルカム事業の今の状況でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、6月末の状況で、1,300件という予約が入っている状況でございます。この1,300件の内訳は詳細には把握しておりませんが、半数以上は、今のところは道外からの予約というふう聞いております。

それで、先ほども申し上げましたけれども、道外と道内の部分の動きで言いますと、道外の方というのは、大体1か月前から予約が入り出すと、道内客につきましては、10日から1週間の間が一応一つのピークという形になっておりますので、一番いい時期の7月に入りましたので、これから徐々に道内の方の旅行という部分で札幌の宿泊が増えると思いますので、そういう意味では、今後6月の10日間では1,300件ございましたけれども、その部分を道内客の動きが出てきた中では、上積みが見られるというふう考えておりますし、私たちといたしましては、各ホテルのほうに、今、既存でついているプラン以外のプランにも、このウエルカムのバス券をつけていただくような動きをしておりますので、そういう意味で、さらに1万人に向かって取り組んでまいりたいというふう考えております。

○中村委員

できるだけ募集に向かって知恵を絞っていただければと。各ホテルにということですが、それ以外にもまだ横の接点がありましたら、やはりぎりぎりまで最大限努力していただきたいというふうに思います。

◎小樽市観光振興券交付事業について

これから、小樽市観光振興券交付事業というのが8月に入りましてから始まりますね。1,000円の商品券を6万人に贈呈するということなのですが、これも何度もいろいろな委員も質問していると思いますけれども、先ほどウエルカム事業で1万人という想定をしましたが、この事業の6万人という想定は、これをもう一回確認させていただきたいのですけれども。

○（産業港湾）商業労政課長

観光振興券交付事業の対象者数6万人の根拠についてですが、この事業の実施期間が8月22日から9月16日までということですので、昨年の8月、9月の宿の実人数を基に算出しております。昨年の8月、9月の2か月の平均の宿泊者数が7万1,250人というふうになってございます。そして、それを、この事業期間が26日間ということですので、26日で割り返しますと、大体6万1,000人ぐらいになりますので、約6万人となります。この事業をする際に、市内の宿泊施設の方に、今年の8月、9月の見込みと伺いますか、大体どのくらいで考えているのでしょうかということをお伺いしたところ、対前年比で大体80パーセントぐらいじゃないかということをお伺いしましたので、先ほどの考え方で、昨年の7万1,250人の80パーセントとなりますと5万7,000人となります。5万7,000人は1か月分の人数になりますから、これを26で割り返しますと4万9,400人、約5万人ということになります。

実際、毎年、宿泊者数は落ちてきているのですけれども、今回のこの事業をやることで何とか前年比プラスとなるとちょっとあまりにも現実的ではないので、何とか前年並みに宿泊者を、この事業をやることで維持できないかということをお伺いして、先ほど言いました対前年比80パーセントだと5万人だと、この事業をやることで何とか6万人を目標にやろうということで、プラス1万人の効果を目標として6万人を人数として算出したということになります。

○中村委員

10,000人ウエルカム事業と、その目標の出し方というのは、ちょっと根拠が違うというふうに思っていますね。

○（産業港湾）商業労政課長

はい。

○中村委員

はい、わかりました。これも、できるだけ頑張っていたきたいと思います。

◎秋以降の観光事業対策について

これから秋に向けまして、震災の調査特別委員会のメンバーでもありますし、堺町に行ったり、観光協会の方々と会って、いろいろな意見も、生の声も聞かせていただいております。やはり皆さん心配されているのは、今、何割か観光客が減のまま推移していくと、それに耐えられない人たちも出てくるのではないかということです。当然そういうことも想定して、この後の事業ということをやはり頑張っていかなければいけないのですけれども、この後展開される事業、前に1回説明してもらっていますけれども、それから時間が経過しています。

現時点の状況に基づいてもう一回、この後、秋に向けての事業展開、さらに現時点までの状況を加味しながらの何か、特に先ほどのちょっとホテルにもというようなこともおっしゃっていましたよね、バス券をというようなことがありますので、特に今までの状況変化を踏まえて、新たな何かを考えていらっしゃるというようなところ、何かありますか。それをちょっとお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

秋以降の対策についてでございますけれども、状況的には確かに刻一刻と変化はしているところでございますけれども、秋以降の方向性といたしましては、第2回定例会に計上させていただいております、観光プロモーション推進事業費の補助金ですとか、国内旅行の担当者の招聘事業費の補助金、あと秋以降のFMラジオを活用した観光情報発信事業、観光プロモーションの推進員を活用した事業などを進めることとしておりますけれども、この中で、そういう状況に変化しつつ対応していけるものとしたしましては、観光プロモーション推進事業費の補助金というのが、観光協会に補助金として支出する形になりまして、この中で民間事業者の方々の意見などを踏まえながら、どのような形が一番効果的であるかというのを模索していただきながらプロモーションを推進していただくという形になりますので、今後もまた状況が変わってくると思いますので、この辺よく民間の方々の意見なども踏まえながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中村委員

その辺も臨機応変に、効果的にひとつ効率よく考えていただきたいと思います。

◎M I C E（マイルス）について

日本・オーストリア21世紀委員会が5月22日、23日、公開シンポジウムを経済センターでやりましたね。私も出席させてもらったのですが、その中で札幌市の観光文化局観光コンベンション部M I C E推進担当課長がいらっしゃるって、いろいろ話を伺いました。M I C Eに対する取組ということでお話いただいたのですが、これは小樽市と勉強しながら進めていきたいということなのですが、このM I C Eについてちょっと伺いたいと思うのです。

今まで私は聞き慣れていなかったのですが、M I C Eは、アルファベットでM、I、C、Eとありますけれども、まず言葉の意味を教えてください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

M I C Eについてでございますけれども、M I C Eというのは、ミーティング（M e e t i n g）のM、インセンティブ（I n c e n t i v e）のI、コンベンション（C o n v e n t i o n）のC、エキシビション（E x h i b i t i o n）のE、この頭文字をとりましてM、I、C、EでM I C Eという形になっております。

これは造語でございます、いわゆるビジネストラベルの一形態でございます、今言ったそれぞれのこと、ミーティングであれば、企業のミーティングとかセミナーみたいなもの、インセンティブであれば、企業が従業員や

代理店などを表彰したり、研修の目的で実施する旅行のこと、あとコンベンションであれば、国際団体とか学会、協会が主催する会議や総会のこと、エキシビションであれば、文化・スポーツ・イベント、あと展示会とか見本市、これらのことを誘致していく、これがいわゆる M I C E の誘致ということになります。

#### ○中村委員

札幌市は大変国内でも大きな都市ですし、例えば今の M I C E の各説明でもいただいたように、いろいろな国際会議などをやっているのはわかるのですが、小樽市の場合、コンベンションなりだとかいうようなことで、役割として、札幌市と連携する場合に限界があると思うのですが、札幌市と連携しながら、一緒にやるというわけですが、小樽市のできる役割というのか、どういうものが考えられて、例えば具体的に小樽市内のどういう施設を使うだとか、どんな客を見込めるだとか、小樽市はどういうことをすればいいのか、その辺をもう少し具体的に教えていただきたい。かつ、その効果、例えば札幌市と連携して、その M I C E を誘致することによっての小樽市でのメリット、あるいは経済効果、その辺はどんなふう判断されているのか、教えていただきたいと思えます。

#### ○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

札幌市との間の M I C E の連携についてでございますけれども、これは 3 月 11 日に M I C E の連携についての協定を結んでいるところでございます。

小樽市は、国際会議などができる会場や宿泊施設の収容人員の関係から、M I C E についての誘致というものについてはなかなか取り組むことができなかったというのが、これまでの現状でございます。

ただ、受入れ態勢が整備されている札幌市と連携することで、小樽市の持つ歴史的建造物ですとか、海といった観光資源が M I C E のプログラムに活用されることで、本市観光をはじめとする各種産業の振興へ寄与されるということが期待されることから連携に至ったところでございます。

小樽市としての役割でございますけれども、小樽市は、札幌市とは異なります独特の歴史とか文化、さらに先ほども言いましたけれども、海洋都市としての札幌市にはない魅力的な施設がございます。

M I C E の推進に向けましては、これらの資源を広く紹介し、活用することで、共同で札幌市の持つ高度な都市機能、小樽市としての歴史・文化、海洋都市という部分の連携を図りながら、誘致を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な例といたしましては、海がありますので、例えば小樽港マリーナで高速船をチャーターしまして、クルージングパーティーを行うですとか、歴史的建造物を活用してレセプションを開催する、あとは各種施設におきまして分科会など、大きな人数のものは、残念ながら収容人数の関係から誘致できませんけれども、分科会というような形であれば誘致はできますので、そういうような連携を図ってやっていくことは可能というふうに思っております。

あと、一緒にやることのメリットでございますけれども、やはり札幌市という、そういう受入れ施設の隣にあるアクセスの利便性というのは、世界各国で紹介できるということがあるほか、M I C E というのは、不況に影響されない産業というふうに言われております。特に、エキシビションやコンベンションなどというのは、施設さえあればいつでも開催できるという形になりますし、インセンティブ旅行については、実は 1 月から 6 月にかけての報奨旅行というのは非常に多いと言われております。札幌市もそうですけれども、この時期というのは、春場のトップシーズンを迎える前の時期でございますので、こういうところに一定程度の入り込みがあるというのは、観光産業にとりましてかなりの底上げになるという効果が期待できますので、経済的にもメリットが大きいものと考えております。

#### ○中村委員

M I C E のはしりという、札幌冬季オリンピックだとか、最近ではサッカーのワールドカップですね、ああい

ったものも大きなイベントの一つ。それからサミットもありましたね。非常に小樽市にとっては、この M I C E、札幌市と連携してやるというのは、可能性を秘めているのではないかと思うのです。ですから、小樽の持てる魅力を最大限に生かして、札幌市と連携をしながら誘致を行い、世界のお客様、国内からお客様の導入を図っていくということが非常に、今後、有効ではないかというふうに思います。

ビジネスの面でも、大変可能性を秘めていると思うのですけれども、それ以外に、いただいた資料を拝見しますと、コミュニケーションチャンスといいまして、この M I C E を通じて、市民一人一人のいろいろなチャンスというのか、活躍する場面が想定されると思うのですけれども、ビジネス以外のチャンス、これについても何か説明いただけたところがありましたら、ちょっとお願いしたいのですけれども。

#### ○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

M I C E の市民への浸透の部分でございますけれども、この辺は札幌市も市民に向けての情報発信ですとか、勉強会などもやりながら、市民に対する M I C E の受入れの取組というのをいろいろと始めております。

ただ、小樽市としましては、まだこれからという形になりますので、この辺は単に M I C E のことだけではなくて、外国人をどういうふうに受け入れていくか、観光客の誘致の部分では、市民以外にも観光事業者に対する勉強会ですとか語学研修なども今進めておりますので、こういうような機会をさらに進めながらという形の中で、さらにその後の段階で市民への周知というのも図れる、そのチャンスの一つが M I C E だというふうに考えております。

#### ○中村委員

ありがとうございます。

#### ◎観光客等への防災対策について

それでは、質問を変えます。

防災体制についてです。

これは、もう過去の部分もかかわってきますので、どこに答弁いただくかはちょっと判断いただきたいのですけれども、大震災があって、小樽のこれまでの防災体制を見直して、いろいろ新しい災害に強い防災体制を構築していこうということで、今、かなりいろいろ動きが出てきておりますけれども、その中で、例えば各地域、町会だとか、それから学校の防災だとか、市の施設の耐震化をどうするのだとかというようなことですか、あるいは避難場所、避難所、それから避難ルートをどうするのだとか、これから見直しがかかっていくと思うのですけれども、ちょっと視点を変えまして、今、小樽に住んでいる方は、防災訓練もあれば、いろいろ市として対応をこれから考えていかなければならないというのはもちろんなのですけれども、小樽にはいろいろビジネスで出入りしてくる方もいますし、観光で来る方もいます。それから、修学旅行生も来ますよね。

災害というのは、いつ起きるかわからないですね。深夜に起きるのか、日中起きるのか、通勤・通学の時間帯に起きるかというのはわかりません。そのいつ起きるかわからない災害に対する備えをしなければいけないわけですが、先ほど言いましたように、小樽にいつも住んでいる方ではない方々も、小樽市内には、例えば地震・津波が発生したときに大勢いらっしゃる可能性があります。毎日、観光客がいらしていますよね。ビジネスで入ってくる方もいます。そういう方々に対する対応、これをどうするのかということもやはり備えとしては考えておかなければいけないだろうと思うのです。例えば、バスで来る方は、もちろんバス会社の責任というのものもあるでしょうし、J R は J R の責任というのものもあるでしょう。それから、ホテルに泊まっている方は、ホテルのほうでの避難の誘導だとか、いろいろとあるかもしれませんが、それ以外にも、例えば運河を散策して歩いている人だとか、いろいろなケースが考えられます。例えば個人で小樽に立ち寄った方がいます。しかし、そういう方々も、やはり防災の一つの重要な対象として、これからどうするのかということをご想定しておかなければならないのではないかと思います。なおかつ、小樽は、特に観光都市宣言をしているわけですから、観光都市宣言をして、内外に小樽の観光をアピールしているわけですが、そういう中で、観光でいらっしゃる方、修学旅行でいらっしゃる子供

たちが、小樽に行ったときに、防災面でも小樽は綿密にちゃんと計画を立てて対応しますというような、そういう体制をアピールできるだけの備えというか、そういうものも必要になってくるのではないかと思います。小樽市民がさっさと逃げて、観光客が置き去りにされたとか、そんなことであってはいけません。

小樽観光元気宣言というのを、市長メッセージで出しました。「今なお予断を許さない状況が続いておりますが、幸いにも本市は地震等の直接的な被害や原子力発電所事故による影響がなく、市民も平常どおりの生活をしております。また、宿泊施設など観光関連施設においても通常どおりに営業しております。」というふうになっています。

このアピールの中で、今後の課題として、小樽に行ったら防災の面でも行き届いているよと、旅行代理店などで、こういう場面で、もし地震・津波が来たときには、例えば花園・稲穂地区だと、ここへ避難すればいいだとかというような、そういう周知徹底がなされているのだという、そういう安全面でのアピール、それもこういった市長メッセージの中にも盛り込めるぐらいの備えがやはり必要ではないのかなと思うのです。観光客に対するおもてなしの心、そのおもてなしの心を忘れないでというふうにならなければならないわけですから、何かあったときに、小樽市民が先に逃げてしまったというのでは話にならない。そういった面でも、緊急のときには、そういった方々への配慮なども今後の課題として検討しておいていただきたいと思うわけですが、その辺いかがでしょうか、どこかに答えていただいて。

#### ○（総務）杉本主幹

小樽に来られている方々ということで、一例として、まず観光客等ということがございました。その中で、3月の震災以来、まず一つ顕著に見られるのが、修学旅行で小樽にいらっしゃる場合に、修学旅行をあっせんしている各旅行会社から、各地点から最寄りの避難場所や、防災マップ等の入手方法についての問い合わせがございました。防災担当では、その都度、ホームページで防災マップを紹介しておりますとともに、修学旅行等で入り込みがあった地区については、最寄りの小・中学校などの避難所の位置を伝達するなどの手法をとってまいりました。

もう一つは、外から来られている方々についてですけれども、例えばその場所で避難が必要になった場合ですけれども、通常、本市におきましては、消防車での広報活動などを行うようになっております。まず、外にいらした場については、そういった広報をされた場合に、その避難誘導に従っていただきたいと思っております。

それともう一つ、体制としまして顕著に出てきているのが、銀行などをはじめとした小樽市内に支店や店舗が置いてある場合なのですけれども、これはかなりのところで、本社のほうから避難誘導體制、又は津波に対する対応なんかのマニュアルをつくるように指示が来たということで、本市のほうにも、避難場所、それからそれぞれの店舗の位置での標高などの問い合わせが来ております。こういったものにつきましては、最寄りの避難場所、それからおおよその標高などを説明しつつ、避難のときにはこちらのルートを通るほうが適切ではないかというようなアドバイスを行ってまいりました。

今後につきましては、それぞれ外から来られている方に伝達する方法の一つでありますけれども、携帯電話を利用したエリアメールなどの連絡体制を今度導入していくことを検討していきたいというふうに考えています。

#### ○中村委員

例えばインターネットを使ってだとか、いろいろな市のホームページだとか、あらゆる場面が考えられると思うのですけれども、今、抜けて落ちている部分、まだあるかなと思うのですよ。そういった部分でもできるだけ手ばかりなく、これから新しい防災体制ができていっていきいますので、そういった情報を、そういったものを通じて小樽の安全性というのをアピールしていただきたい。

それから、いろいろな場面で、小樽はセールスに出かけていくわけですよね。そういった場面でも、そういったものを含めて小樽は安心・安全に来ていただけますよというようなところをアピールできる体制、これをもう一回洗い直して整えていただきたいなというふうに思います。

## ○総務部副参事

運河周辺を散策している観光客の方が津波か何かで被害に遭う、こういったことがやはり一番懸念されているのかなというふうに思うのですけれども、これから津波ハザードマップもつくってこういうふうに思っていますが、その辺は、今、主幹のほうからも説明しましたけれども、携帯電話でも見えるような体制にしようというふうに思っております。こういうところを総合的な立場から、防災計画のほうは見直していきたいなというふうに考えています。

## ○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

## ○中島委員

### ◎小樽公園運動場の照明代について

それでは最初に、小樽花園グラウンドの夜間照明の使用料金について質問します。

資料を提出していただいておりますので、この5年間の利用件数、利用者数と夜間の利用件数が出ております。見てわかるとおり、この5年間で5,000人ほどの増加となっておりますけれども、その一方で夜間利用件数が減少傾向ということが見られております。野球チームの利用がほとんどだということですが、この利用状況として、チームがどんどん増えて利用人数が増えているのか、それとも同じぐらいのチームだけでも利用回数が増えているのか、そういう状況も含めて、夜間利用件数が減っていることなどについて意見というか、判断というか、お聞かせください。

### ○（教育）生涯スポーツ課長

利用者数調べ、お手元にあるかと思えます。平成18年度から22年度の利用者数の実績ということで上げさせていただきます。

小樽公園運動場を利用している団体は、朝野球連盟、軟式野球連盟、少年野球連盟、中体連等の大会等が非常に多く、日中の利用が増えているという状況が言えると思えます。また、中学校、各少年団、あと小樽潮陵高校、又は小樽商科大学も含めまして、クラブチームの練習で日中利用されております。あとは、ほかのスポーツ団体としては、グラウンドゴルフ協会が、このグラウンドを利用している状況になっております。

全体の利用者数の状況からいたしまして、利用団体が増えているのではなく、利用回数が増えているというふうな見方ができると思えます。

なお、夜間利用者数が減ってきた部分につきましては、年々、チーム数、利用者数が減ってきたことが原因として、夜間利用の件数が減っていると思われます。

## ○中島委員

それでしたら、1年間通じて使えるグラウンドといっても夏場が中心だと思うのですけれども、この利用状況の利用率というのでしょうか、まだまだ利用できるスペースというのがあるのか、それとも結構もう満杯で利用しているのかと、そのあたりの状況はどうでしょうか。

### ○（教育）生涯スポーツ課長

利用状況につきまして、平成21年度の調べについて状況を説明させていただきたいと思えます。

利用につきましては、4月の下旬、雪解け後から始まりまして10月末までと、利用月数約7か月、6か月とちょっとというような形で利用していただいております。そのうち、利用可能な日数にしますと、190日ございます。その部分で、全体の使用率が約59.5パーセントというような利用率で、約40パーセントの部分が空いている状況ということになっております。

### ○中島委員

まだまだ利用していただける余地はありということだと思いますが、実際には、市内の野球愛好家から夜間照明料金が大変高いと、そういう声が上がって、今回取り上げましたけれども、利用料、夜間照明料金、それぞれどういう仕組みで設定されていますか。

### ○（教育）生涯スポーツ課長

まず、施設の使用料については、半日900円、1日1,800円という使用料になってございます。

そして、夜間の照明料につきましては、30分2,000円という形でいただいております。

### ○中島委員

夜間使用の照明代については、実費負担というふうに書いてありますけれども、30分で2,000円ですから、野球をするとなれば大体通常2時間ぐらいはかかるのではないかと思います。8,000円と、そういうふうになりますが、同じような都市で、グラウンドを所有しているところでの料金については把握しているのでしょうか。

### ○（教育）生涯スポーツ課長

他市の状況につきましては、小樽公園運動場、通称花園公園グラウンドは、グラウンドにナイター設備がついている施設ということで、他市であまり類を見ない施設のつくりになっております。ほとんどが野球場レベルの施設という形になっているところから、他市の夜間料金等につきましては、照明の規模、数等も、また設備等も違う関係で、グラウンドに夜間照明がついている花園グラウンドとはちょっと比較しにくい部分があります。

ちなみに、近隣で仁木町が30分当たり1,000円という照明料を取っていると聞いて、小樽市が30分2,000円ですから、確かに高いのですけれども、この辺は設備等の部分でも違うことがございます。

それで、30分2,000円にした根拠は、夜間照明を設置したのが昭和60年と聞いておりますが、その当時、北電のほうに1時間当たりの電気消費量に試算して、30分2,000円という単価を出したと聞いてるところでございます。

### ○中島委員

私もちょっと調べてみましたけれども、旭川市で30分1,050円、室蘭市で800円、帯広市で1,100円、岩見沢市は1,500円でした。小樽市の2,000円というのは、立派な装置になっているのかもしれませんが、使用する方にとって光がついていけばいいわけですから、2,000円は高いという意見は納得できる気がするのですが、先ほど言ったように、この近隣の仁木町で半額だということで、市内の野球をやる方々が仁木町まで行ってやろうかという話が出たというのですよ。これもちょっと寂しい話だなと思ひまして、そういう意味では、黒松内町にも大変立派な公式の野球場があるということで聞いていましたけれども、やはり30分で1,040円ということでありましたから、小樽市のこの2,000円というのがちょっと類を見ない額かなと。蘭越町は2,000円でした、ちなみに調べてみました。そういう入れ違いはいろいろありますけれども、先ほどの話のように、まだ利用するスペースがあるということですから、31件を、料金を半分にすると件数を増やせば、同じぐらいのお金になるということもありますから、利用促進を図りながら、この2,000円の額が1,000円で利用できないかという市民の声について、検討していただきたいという点でちょっと意見だけ伺いたいのですが。

### ○教育部長

確かに、今、委員が御指摘のとおり、小樽市は単価からしますと平均より高いというふうに思っています。グラウンドというのは、施設の状態ですとか、設備でいろいろなのですけれども、だからいいと言っているわけではないのですが、逆に使用料で言いますと、旭川市の場合、小樽市の倍ぐらい、それから先ほど例に出ました帯広市の場合は、3倍ぐらいの使用料にはなっています。

ただ、私のはっきりした記憶ではないのですけれども、当時の議論としては、市内には野球チームがすごくたくさんありまして、今でも変則2面で使っているちょっと特殊なところなのですけれども、それでも入り切れないということで、夜間も照明ができれば、夜間も大会、試合ができるという、そういった経過で照明施設をつくった経

過がございます。ですから、つくったところは、相当夜、ちゃんとした大会ですとか、試合ですとかやっていました。ただ、私の知っている限りでは、今、夜間使っているのは、大会とか試合とかというよりも、職場で集まって1時間ソフトボールやって、それから一杯飲みに行くかという、大体そんなような形での使われ方が多くなっているのかなと思っています。ですから、その意味では、年間で190日使えるうちの、逆に言うと、31回しか使われていない。もっと言ってしまうと、朝野球ですとか、少年野球連盟の大会ですとか、そういった部分というのはほとんど、朝野球は朝やるのですけれども、少年野球連盟などでは大体土日とかに集中して大会をやるという、そんなような状況になっているのが現実です。

確かに、単価的には2,000円と高いのですけれども、あの施設の電気の基本料金ですとか、あるいは電気代とかという、そのこのペースで考えれば、これでも相当持ち出しをしている現状というのもございます。ですから、単に電気料金が高いかどうか、使用料が高いかどうかというだけではなくて、小樽の野球の施設というのは決してよいとは思っていないのですけれども、全体的な野球ができる施設の状況等も含めながら検討していかなければならない課題なのかなと思っています。

#### ○中島委員

教育部長おっしゃったように、我が党の北野議員に聞いても、子供のころは野球場にいっぱい人が集まって、お金を払って見に行くと、そういうよき小樽の時代というのがあったと聞いております。そういう意味では、今、本当に市民が楽しむ夜の野球グラウンドということになれば、やはり試合で出す8,000円と違って重いわけです。そういう意味で、市民の野球愛好家を応援するという意味で、料金の問題はありますけれども、検討する課題ではないかなと私は思います。お願いして、この項目は終わります。

#### ◎地上デジタル放送について

次に、地上デジタル放送の問題についてお聞きしておきます。

他会派も、今回、質問で取り上げておまして、一定のことが報告されておりますので、確認もしたいと思うのですが、7月24日正午に地デジが開始するということになっておりますが、道内の世帯の普及率が95パーセント以上という話がありますけれども、5パーセントほどはまだ未対応だと、半面そういうことがあるわけです。

これまで小樽市がいろいろ取り組んできたことは聞いてまいりましたけれども、何点か確認いたします。

アナログ放送時代に、難視聴ということで、共聴アンテナ施設を利用して地域の皆さんが対応してきた場所が42か所、NHK共聴組合で19か所といったところについては、もう既にこれは対応が終わったということでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室川嶋主幹

地上デジタル放送への移行についての御質問ですけれども、1点だけ、7月24日にデジタル放送が始まるのではなくて、アナログ放送が終わるということですので。

それで、今、委員のほうからありました共聴施設、地域の地形による市内の共聴施設42か所、それと、いわゆるNHK共聴と言っているのですが、地域にNHKも加わって維持・管理、運営している共聴施設、これが19か所ありまして、すべてデジタル放送への移行は済んでおりますので、この共聴施設を利用している世帯については、チューナーなり、対応のテレビを買ってきてつけると、もう7月24日近いですけれども、既に見られる状態になっているということになっております。

#### ○中島委員

続いて、市が管理する建物自体が難視聴の原因であった、そういう部位についても、地域の対応については終わっている、そのことともう一つ、いわゆるビル陰問題といって、所有者などが不明の理由で一定の建築物が弊害になって難視聴になっていた世帯、この対応が一番困難だと言われたのですけれども、この部分なんかでは実態が把握されているのでしょうか。この2点について伺います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今、御質問のありました、まずアナログ放送時代に市の施設が電波の邪魔をして各世帯に電波が行かなかった、いわゆる市の施設が障害を起こして、その影響を受けていた世帯ですが、このたびデジタル放送になって解消される世帯と解消されない世帯があるのですけれども、市の施設の障害についての対応は既にすべて終わっております。主なものとしては、市営住宅、一部学校、それと市民センター等の施設が障害を起こすという建物でありましたけれども、それらの対応についてはすべて終わっております。

もう一つ、ビル陰、いわゆる市の施設と同じように、民間のマンションや大きな建物が電波の障害を起こしていると。この施設も、デジタル放送になって解消される世帯とされない世帯があります。これらの把握については、基本的には北海道総合通信局のほうでということ聞いておりますけれども、北海道総合通信局についても、基本的に申請のあった世帯については押さえているが、今まで申請がなくて、いろいろやっていたものがまちなかでは見られるので、現状、どこまでそのビル陰の対応が終わっているかというのを実際に把握するのは難しい状態だというふうに聞いております。

○中島委員

北海道総合通信局が、今年の 2 月から 4 月の間に道内の市町村で行った聞き取り調査の結果によりますと、自治体によっては、ひとり暮らしの高齢者世帯の地デジ化対応率が約 6 割、こういう数字が出ております。4 割が未実施という、そういう例が出ておまして、高齢者のひとり世帯、あるいはいろいろな状態で困難な方々の地デジ化の手续がどこまで進んでいるかということについての把握、これは小樽市として訪問なり、あるいは調べなり、何かやってきた経過があるのでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

高齢者世帯での地デジの普及率というのでしょうか、そういった率が、総合通信局の聞き取り調査では大変低い数字が出ている、それに対して小樽市ではということだと思っておりますけれども、小樽市独自で戸別訪問をやっていることはございませんし、また小樽市内での地デジ受信機の普及率というものも、こちらのほうとしては調べてはおりませんので、あくまでも北海道通信局が、先月、新聞で発表されました、北海道全体としてはおおむね 95 パーセントを超えているのではないかということですか、私どもは市内のことは理解しておりません。

○中島委員

そうしますと、この当日を迎えて、テレビが急に映らなくなったという、一種のパニックが起きてくる可能性は十分あるわけです。ところが、24日は日曜日です。広報 6 月号に、地デジの準備お急ぎください、こう出ておりました。地デジ臨時相談コーナーも設けられまして、市役所の別館 1 階市民ホール、長崎屋小樽店 1 階公共プラザ、それぞれもう既に市役所では 6 月 15 日から始まるということになっていきますし、長崎屋のほうは 7 月 19 日から 24 日までと書いてあるのです。しかし、よく見ますと、23 日の土曜日はやらないということになっているのですね。24 日の日曜日は、長崎屋の小樽店でやるということだけなのですが、どうして土曜日やらないかということについて説明ください。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

地上デジタル放送移行に関する相談コーナーということで、今、委員が言われましたように、6 月 15 日から市役所の別館 1 階で、案内ということでデジタルサポートセンターの職員と市内の電器店の方、合わせて 3 名で相談を受けております。これは、長崎屋小樽支店で開設する時期を除いて、8 月 26 日まで市役所で開設するというようになっております。

そして、7 月 24 日の週ですけれども、7 月 19 日から 24 日まで、これを市役所ではなくて、長崎屋小樽店で開設するという出しておりますが、直前ということもあって、市役所よりも人の出るところが多いところをデジタルサポートセンターのほうでも希望したものですから、私どもとしては、開設したいという申出のあった 3

月末に、長崎屋の公共広場 1 階を申し込んだところ、残念ながら、7 月 23 日だけ先客があったと、先に予約を受けていたということで、公共広場については、二つの施設には同じ日に貸さないという決まりがあるということで、移行の前日という時期ではあるのですけれども、そこについては相談コーナーの設置ができなかったということで御理解いただきたいと思います。

○中島委員

理由はわかりますけれども、一番大事なこの 23 日、24 日が抜けるという事態については、こういうことがわかれば、土日は市役所に来てくれと、日曜日については長崎屋でも市役所でも対応するのだと、これぐらいのサービス精神と緊急対応があってもよかったのではないかなと私はと思いますが、どちらにしても日曜日については市役所は全く知らないということにはなりませんよね。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

長崎屋小樽支店のほうは、7 月 24 日、日曜日ですけれども、相談コーナーをデジタルサポートセンターのほうで開設すると。7 月 24 日の正午にアナログ放送が流れなくなった瞬間に画面では、デジタルサポートセンターの問い合わせ先の電話が表示されると、それは 7 月 24 日の夜中の 12 時までで、それをすぎると、画面がいわゆる砂あらしの状態になるというふうに聞いております。

そこで、市役所としても、24 日、日曜日のお昼にアナログ放送が終了するというのでありますので、画面にくらデジタルサポートセンターへ問い合わせということであっても、市民の方にとっては市役所に問い合わせということが予想されますので、少なくとも 24 日の日は職員が出まして、電話の対応をすることにしております。

○中島委員

今回の国策としての地デジ化ですよ。この中で、新たな問題がやはり起きてきていると思います。それは、難視聴区域が新たに発生しているということです。これは、今までアナログでテレビが見られていたのに、地デジにすることによって実際に見られなくなる地域が出てきています。この方々にしてみたら、新たな対策を立てるために自己負担が発生すると、そういう問題について了解が得られるのかどうか。

それと、もう一つの問題は、現在、アナログで見えていても難視聴区域の方々は共聴アンテナを立てて、そしてみんなで共同で管理経費、維持経費というのを出していたのです。ところが、地デジ化によって、今まで見られなかった人が見られるようになった人も随分いるのです。そうすると、共聴組合としてプールしていた一定の世帯数が、もう見られるようになったから共聴組合に入っている必要がないということでどんどん抜けていくと、組合数が減って負担割合がどんどん高くなると、そういう意味での具体的な金銭的な負担問題が地域のあちらこちらで起きてきています。この問題については、対応する所管が違うということで、具体的な話にはならないと思うのですが、やはりこの 24 日が迫る中で、こういう市民の新たな負担や違いについて、よく地域の方の意見を聞いて、了解を得る形で進めてほしいと思いますが、このことについてだけお聞きしておきます。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今の委員からの御質問で、地デジ化に伴って新たな負担が、いろいろな事情で伴うその町会といいますか、地域の組合、それについて、いろいろな形で、担当する部署がそう遠くない時期に方針といいますか、考え方を決めていきたいというふうに聞いておりますので、よろしくお願いたします。

---

○新谷委員

◎津波ハザードマップについて

初めに、防災、津波ハザードマップについてお伺いします。

この作成と調査事業費の予算がついておりますが、緊急雇用創出推進事業で行うということになっています。委託業者の選定、契約はどのように行うのか、また市内業者でできるのか伺います。

○（総務）杉本主幹

まず、津波ハザードマップの作成に関する業者の選定等についてでございますけれども、津波ハザードマップにつきましては、今回の事業の中で、マップの作成に必要な現地の調査及びホームページ等での公開に必要なデータの作成、それから印刷に必要なデータの作成を行うという予定になっております。これにつきましては、市内の業者を対象に、事業内容及び委託業務の内容についての説明会を開きまして、この中でこの業務について受託可能な業者、これについて希望を出していただきまして入札を行い、決定する予定となっております。

○新谷委員

代表質問でも聞いたのですが、ハザードマップの策定時期は来年 1 月末をめどにしているということなのですが、住民説明会をぜひ開いてほしいということでお伺いしましたが、開くということでしたが、具体的に何月ごろに開く予定でしょうか。

○（総務）杉本主幹

ハザードマップの作成に係る地域住民への説明会などということですので、この中には地域住民の方との情報交換会のような別の名前の会合も入ってまいります。一番早いところですが、今月 7 月の下旬に、塩谷の自主防災組織を対象に住民との懇談会を予定していますので、そこを皮切りに順次、各地区とこういった会合を開いていきたいと考えております。

○新谷委員

◎小・中学校の避難所と耐震化について

それでは次に、小・中学校の避難所と耐震化について伺います。

これまで、小・中学校の統廃合で、避難所と指定されていた学校が廃校になったために避難所でなくなった学校がありますね。教えてください。

○（総務）杉本主幹

これまで避難所であったところが避難所でなくなった学校につきましては、石山中学校、それから住吉中学校がありますけれども、住吉中学校については、その後、私立の双葉中学校になっておりますので、こちらについては避難所指定に向けて現在、手続中となっております。

○新谷委員

今、塩谷・長橋地区で学校再編が始められておりますが、仮に忍路地区、塩谷地区の学校がなくなったら、避難所としての指定はどうなるのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

まず、学校がなくなった場合でも、学校の中で使える、例えば体育館等の施設が避難場所として使える場合には、避難場所として使っていくつもりです。

地区について、今一例として忍路がありましたけれども、その地区に避難場所がなくなるところにつきましては、関係部局とこれから避難場所等の見直しにもあわせて計画のほうを協議して詰めていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

統廃合との関係なのですが、平成 11 年度から始めた最初の学校適正配置のときの資料なのですが、小学校から小学校までどのくらいあるかという距離が載っておりました。忍路中央小学校から塩谷小学校までは 5.5 キロメートル、塩谷小学校から長橋小学校までは 4.9 キロメートル、これは学校から学校までです。だから、家がどこにあるかはまた別の話ですが、これだけでも 10 キロメートル以上の道のりを通うわけですが、いくらスクールバスで送迎しても、子供たちが疲れまして、まして学校にいるとき災害に遭ったら、起きたら、こんな長い距離だと家族のもとに戻れないかもしれない、子供たちは非常に辛い思いをする、こういうことが出てくると思い

ます。

それと、要援護者支援計画もつくっておりますけれども、学校がなくなると、地域から若い人たちがいなくなることが多いのですよね。この場合は、どういうふうに考えていくのか、この2点について伺いたいと思います。

#### ○（総務）企画政策室長

学校適正配置に絡みまして、学校の跡地利用の関係ということで私のほうから答えさせていただきますけれども、跡地利用の考え方といたしまして、例えば、今、大震災あった中で、避難所の問題だとか、例えばコミュニティの問題だとかいろいろあるのですけれども、当然そういう中で、先ほど、例えば桃内、塩谷だとか、あの辺で学校がなくなったときには、ではどうなるのかという問題は、具体的にどこがどういう形でもって再編がかかっているかという中で、具体的な中でもって考えていきたいと。ですから、当然、一定の配慮はしていかなければならないということはあるかと思えます。ただ、それがすべてかといいますと、そうでもなくて、現実問題、例えば学校の老朽化の問題もあるでしょうし、どうやって維持していくかという問題も現実問題あると思えます。その辺は、あくまでも市民の方々と、その地元の方々と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

#### ○新谷委員

今、コミュニティの問題も答弁にありましたけれども、文部科学省は、震災に強い学校施設づくりを進めております。耐震化と地域の応急避難場所としての機能を向上させるために、有識者の検討会が持たれて、検討会の座長は、これは新聞に出ておりましたが、学校は教育機能だけの場ではなく、災害時にコミュニティをつくる核となる、学校が防災施設の役割を果たせるように地域防災計画を考えていくのが現実的だというふうに述べておりますが、この点について、教育長はどうお考えでしょうか。

#### ○教育部長

私も、その記事を読んでおります。ただ、前提としてあるのは、それは学校があるという前提の中で地域コミュニティの場所であり、地域の核であるという、そのことは私どもも十分認識しております。

今、私どもの進めている学校適正配置計画、再編案の基本計画を出して、議論を進めておりますけれども、教育委員会としては、今、これだけ子供が減ってきている、繰り返しませんけれども、各学校も学校運営上、経営上厳しい状況になっているということで学校再編を進めているわけでありまして。ですから、どういう形になるか、ある学校は、今委員の言われたとおりだと思いますけれども、地域コミュニティの核にするために学校を残すという考え方で学校再編を進めているわけではないことは、御理解いただきたいと思えます。

#### ○新谷委員

けれども、実際に学校を残してほしいという声もあるわけでしょう。先ほど質問したことに答弁がなかったと思うのですけれども、長い距離のある学校に通うと。そのときに、万が一災害が起きたら、どうなるのですか、子供たちは、どういうふうに避難させたり、また家族とも再会というか、そういうことを考えているのですか。

#### ○教育部長

災害が起きた場合の道路の確保はどうするのですか、その辺はちょっと、私ども教育委員会の部分でお答えできることではございません。

避難経路ですとか、ハザードマップの見直しだとかもしていくということですので、それはそれでそちらのほうでの、教育委員会一切かかわらないということではないです。子供たちがいるわけですから、かわりますけれども、中心的にはそういうことにはならないだろうというふうに思っています。

ただ、今、新谷委員が言われた部分で言いますと、この議論を始めて、もうこれで4年目になります。地域からも学校が遠くなる、その場合どういうふうに対応するのだということで、いろいろな議論もしています。それで、私ももうしつこく言うつもりはないのですけれども、反対している方もいます。ただ、このままでは困るという方もいらっしゃるわけです。そういう中で、私どもも、現在も含めていろいろな形での協議、話し合いをさせていただ

いているわけですから、そういった部分は御理解いただきたいと思います。

#### ○総務部長

今の避難のあり方、特に子供の話が合ったかと思うのですが、先日の本会議のときにも申し上げましたけれども、今、私どもが持っている地域防災計画というのは、ある意味、平時につくられたものです。今回、3月11日の東日本大震災を受けまして、特に避難に対する対策というのを改めて考えてみますと、今の地域防災計画の中には十分そのことが記載されておられません。ですから、これを契機に、避難所のあり方ですとか、安全な避難所の確保ですとか、あるいは避難所の周知方法、先日以来、各質問の中にも出ておりましたけれども、そういったものをどう考えていくのかというのは、これからの課題だと思っています。すべてを一気に解決するわけにはいきませんが、やはり地域の方々の意見を聞きながら、あるいは学校の問題で言いますと、やはり教育委員会と総務部との連携というのも当然考えていかなければなりません、これからの課題としてお預けいただければというふうに考えております。

#### ○新谷委員

今、総務部長がお答えになったように、情勢が変わったからですね。この未曾有の震災が起きなかったらそれでいいかもしれませんが、こういう状態の中で、やはり改めて考え直していかなければならないというふうに思います。

#### ◎文部科学省の施設整備基本方針改正について

それで、次に聞きますけれども、これは代表質問でも聞きましたが、文部科学省の施設整備基本方針改正が行われておりますが、その五つ目の点について詳しく御説明ください。

#### ○（教育）総務管理課長

基本方針、計画の改正内容でございますが、五つ目につきましては、太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備という文言が入っております。

また、基本方針の改正内容としましては、「環境を考慮した学校施設であるエコスクール化の推進や太陽光をはじめとした新エネルギーの導入や教育の情報化等の様々な社会的要請に適切に対応するための設備整備を推進することや、公民館等の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進すること」と記載されております。

#### ○新谷委員

私が言いたかったことは、そこですけれども、公民館とか福祉施設との複合化、それで補助が出るわけですね。文部科学省にも直接聞きましたけれども、余裕教室を利用してそういう施設をつくるのは補助しますということでした。ですから、やはり学校のあり方、それから命を守っていく、災害に強いまちづくりをどう進めるのか、その辺をもう一度考え直していただきたいなと思います。

学校再編、統廃合が優先して、そしてその後に学校をどう利用するか、跡利用ということではないです。やはり、先ほども総務部長が言いましたけれども、そういう問題もあります。ですから、そういうことを各部との連携を図って、図ったもの、会議でも協議会でも何でもいいのですけれども、早く立ち上げて検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○教育部次長

本会議でも、教育長が新谷委員の再質問に対しまして、今、御指摘の部分について答弁をしております。この部分につきましては、稲穂小学校の地域連携室の例を示しながら、これから再編に伴って新しい学校、新築する学校もございますので、そういった中ではそういったことを念頭に置きながら、複合的な機能とか、そういったものについても今後検討していくということで、教育長が答弁させていただきましたけれども、再編の中ではそういうような視点を入れながら考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

まち場ですと、いろいろとあちこち逃げるところ、避難するところがあるかもしれませんが、代表質問の中でも言いましたけれども、やはり小樽の地形上、特殊性を考えて、蘭島とか、銭函とか、平たんな地域で、逃げ道も海岸線に国道が沿っているとか、いろいろ問題があるわけですから、そうした全体的な避難所確保、今述べてきたいろいろな問題を考えながら、ぜひそういうことで検討してほしいなと思います。特殊性を考えて、その特殊な部分をよく考えてほしいということなのですが。

○総務部副参事

ちょうど今年度、避難計画を改めて考えるということで進んでおります。この避難計画を考えるに当たりまして、地域の事情、特殊性を考えながらつくっていききたいなというふうに考えております。

○新谷委員

◎長橋小学校の太陽光発電設置について

次に、太陽光発電なのですが、長橋小学校では、試験的に設置しております。その効果、また事業費、市負担分などを教えてください。

○（教育）総務管理課長

太陽光発電の効果についてであります。先ほど申し上げたとおり、エコスクール整備推進の一環として、耐震工事とあわせて長橋小学校の太陽光パネルを設置したわけでございます。

まず、1点目の効果としては、太陽光発電そのものの効果がございます。それと、2点目には、環境教育の教材的な効果がございます。

1点目の発電の効果でございますが、昨年11月に設置、稼働したわけでございますが、使った電力以上の余剰電力ということで、12月から3月までの4か月間で127キロワット、1キロワット24円で北海道電力に買っていただけますので、3,048円が余剰電力売電収入として入ってきました。これは冬場ですので、恐らく少ないと思います。4月、5月、6月の3か月につきましては、387キロワットで9,000円ちょっとが収入として入ってきていますので、この夏がどのくらいになるかということで、11月まで統計をとりながら分析したいと思っております。

2点目の環境教育の教材的な効果でございますけれども、児童が見える位置にモニターパネルを設置しております。太陽光の発電システムを表示しております。何キロワット発電しているかと、日射の強度、気温、それからCO<sub>2</sub>削減がどのくらいの量に換算されるかというものが表示されることになっています。こういうことで、じかに発電の仕組みを学ぶ機会が感じられるということで、長橋小学校の児童につきましては、節電意識を高める意味でも効果があるかなと思っております。なお、学校に聞いてみたところ、長橋小学校の児童につきましては、家庭に帰ってから、自分の家の電気メーターを見て、それから電気料金の明細を見て、そういったことで大変節電意識に興味を持っているということを伝え聞いております。

なお、環境意識の高まりということで、長橋小学校に、民間の企業の方ですが、バスを乗り合わせて30人ぐらいで訪問したということを聞いております。そういったことが効果として上げられるのではないかなというふうに思っております。

○委員長

事業費はいくらですか。

○（教育）総務管理課長

事業費は、1,300万円程度かかっております。

○新谷委員

市の負担分。

○（教育）総務管理課長

事業費は、トータルで1,500万円程度かかっておりまして、予算額ですね。契約金額は、1,352万円、パネルの部分で、それから補助が、安心・安全な学校づくり交付金ということで、667万6,000円程度、それからその半分の地域活性化・公共投資臨時交付金ということで360万円程度、あと市債ということで350万円ということになっております。

大体設備費の半分程度が交付金ということで入っております。

○新谷委員

決して安いものではありませんけれども、非常にこういう効果があるということで、この太陽光発電に対しても補助が出ますので、引き続き次の学校に設置していただくとことを検討していただきたいなというふうに思います。

◎放射線測定について

次に、放射線測定についてなのですが、今日、保健所が出席していませんけれども、代表質問のときには、各部と協議の上、測定場所、測定時間のほか、収集したデータの分析公表の方法について準備を進めていくという答弁でした。

総務部にお聞きしますが、その準備期間と公表時期のめどというのはどうなのか、教えてください。

○総務部副参事

放射線の測定についてでございますけれども、これは関係部の間でできるだけ早い時期にまず協議を始めたいというふうに考えております。

それから、周知方法につきましては、ホームページなどを考えておりますけれども、そのほかに何かいい方法があれば、また考えていきたいというふうに考えています。

○新谷委員

私は、大気中の放射線量について、観光の面でお聞きしました。小樽は、外国人観光客、特に韓国からの観光客が減っているということで、韓国ではまだまだ、日本に行ったら溶けてしまうというふうに思っている人が多いらしいのですが、こういう結果を公表することによって裏づけされるということで質問したのですが、少なくとも市長が友好で、親善で江西区（かんそく）に9月に行くときには、こういう安心なデータですというふうなものを持っていけるように進めていただきたいのですが、どうでしょうか。

○総務部副参事

できるだけ早い時期に協議というふうに申しましたけれども、本定例会が終わりましたら、まずその協議会を立ち上げたいというふうに考えております。そして、時期としましては、秋ぐらいまでには何とかしたいなというふうに考えております。

○新谷委員

ニセコ町のホームページをちょっと調べましたら、2か所で大気中の放射線量をはかっております。日本語のほかに、英語、中国語で表示して、公表してありました。

小樽市ホームページでは、外国人の観光客向けに中国語は簡体字と繁体字、それから韓国語、英語というふうに行っているのですが、この放射線量の公表方法も、その四つでしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部副参事

今日の新聞などにも載っていましたが、道でも、観光都市、道内6か所で放射線量をはかるということのようですが、こちらのほうも、日本語のほかにも、英語ですとか中国を考えているというふうに聞いております。その辺もあわせて協議していきたいと考えています。

## ○新谷委員

ぜひ、居住している外国人、観光客の外国人にわかるように進めていただきたいと思います。

## ◎広報おたるについて

次に、小樽市広報についてですが、小樽市広報の中には、タウン情報というコーナーがあります。ここに市民の活動を載せてほしいという依頼はどのぐらいあって、どれぐらい載せているのでしょうか。

## ○（総務）広報広聴課長

タウン情報への、市民の活動の情報掲載の依頼がどの程度かということでございますけれども、いろいろな市民の方、又は官公庁をあわせて、報道依頼等を含めまして、年間、大体1,000件以上の依頼が来ているところでございます。

広報おたるの中で、タウン情報に市民のことなどがどの程度載っているかということでございますが、これについては、誌面が全体で20ページでございますけれども、その中の10ページが、今、情報パレットでございます、さらにその中の最後にタウン情報というのが載っております。この情報パレットにつきましては、市の情報を市民の方に発信する部分をメインでやっております、その中でほとんどが市の情報を発信しております。後ろのほうのタウン情報については、その中でも一部でございます、ほとんどが官公庁の情報発信を優先的に載せており、市民の方からの情報発信についてはほとんど載せることができないようなスペース状況という現状でございます。

## ○新谷委員

市長は、市民力を大事にするということをたびたび答弁されておりますが、人工肛門をつけている方々を支援する会のオストミーの会というのがあるのですけれども、この相談会は載せていただいているようです。ところが、医療の講演会を開くので広報へ載せてほしいと依頼しましたら、スペースがないというふうに断られたということです。

しかし、よく見ますと、確かに官公庁の情報を優先するのかもしれませんが、自衛官の募集、4月から7月まで毎回載せているのですけれども、こんなに載せる必要があるのでしょうか。1回でわかると思いますよ、自衛官募集は。それを毎回載せるのだったら、その部分を割いて、やはり市民が頑張っている、そういういろいろなあるので、どれを優先するかというのはちょっと選ぶのは大変かもしれませんが、障害者のために一生懸命になっているこういう方々の要望ですね、市民のそういう要望にこたえる部分を拡大していったらどうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

## ○（総務）広報広聴課長

オストメイトの会は平成22年度では2回、今年度では、5月に1回掲載しております。

委員のお話のとおり、今回、オストメイトの会の記載、記事をいただいたということがございますが、7月ということございましたけれども、その際に、記事の掲載が大変多くて、この中には掲載ができなかったという形でお断りした経緯がございます。その中では、私どもも、ただ掲載ができないからだめだと、それだけで終わるといったいへん失礼でございますから、各市内の報道、新聞各社に報道依頼をするような文書をいただいて、各新聞社に配布をしたり、また、時と場合によっては記者レクチャーという形で記者の方に直接説明をいただくような機会を設けたり、そのような形でアドバイスをすることについては、やっているつもりでございます。

あと、自衛隊の記事を毎回やらなくてもいいのではないかとというような御指摘もございましたけれども、地方自治法の第2条第9項において、法定受託事務ということで、自衛隊の募集に関する広報活動を行うということも一つ、私どものほうであるものですから、そういう中ではそれを取り外すということもなかなかできない部分がございます、その辺については、記事の選択についても最大限努力をしながら、掲載できるものは掲載していきたいと、そのように考えているところでございます。

○新谷委員

今、市民が頑張っているものを掲載が難しい場合は、新聞社などにお知らせして報道依頼をかけているということで、ここに新聞社の方もいらっしゃいますけれども、ぜひ市民が困っていることは積極的に載せてほしいし、それからそういう場合は必ず市民に教えてあげるようにしていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。